

# 新型コロナウイルス感染症対策 生活支援制度一覧

(第 14 版)



令和3年 4月 1日 現在  
宇和島市 新型コロナウイルス対策本部

改訂	事業項目	項目	番号	コロナ措置	制度の名称	実施区分	対象者	支援の種類	制度(申請)開始日	制度(申請)期限	お問い合わせ先	電話番号(市外局番:0895)	確認担当部署		
	1. 生活面の支援	相談支援	1-01	○	一般相談窓口	市 県 国	市民	相談	-	-	各相談先	-	保険健康課		
R2/11/16 改訂			1-02	○	受診相談センター	国	発熱などの風邪症状があり医療機関を受診したい方で、かかりつけ医を持たない方又は相談先に迷う方	相談	-	-	受診相談センター	089-909-3483	保険健康課		
R3/3/19 新規			1-03	○	ワクチン接種コールセンター	市 県 国	新型コロナウイルスワクチン接種に関するご質問やご相談したい方	相談	R3.3.19	-	各相談先	-	保険健康課		
R2/8/1 改訂			1-04	○	新型コロナウイルス生活総合相談窓口	市	市民	相談	R2.4.10	-	相談窓口	24-1111(内線3126)	市長公室		
終了		当面の生活資金や生活再建の資金		1-05	○	特別定額給付金	国	市民	給付金	R2.5.1	R2.8.20	総務課	24-1111(内線2431)	総務課	
終了				1-06	○	生活福祉資金特例貸付(総合支援金)	社協	市民	貸付(融資)	R2.3.25	R3.3.31	宇和島市社会福祉協議会	28-6033	福祉課	
終了				1-07	○	生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)	社協	市民	貸付(融資)	R2.3.25	R3.3.31	宇和島市社会福祉協議会	28-6033	福祉課	
R3/4/1 改訂				1-08	ニ	愛媛県勤労者福祉資金貸付(離職者等緊急生活資金)	県	市民	貸付(融資)	R2.5.29	R4.3.31	愛媛県経済労働部労政雇用課	089-912-2500	商工観光課	
				1-09	-	恩給担保貸付	法人	恩給等受給者	貸付(融資)	-	-	日本政策金融公庫宇和島支店	22-4766	市民課	
				1-10	-	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	市 県 国	市民	貸付(融資)	-	-	福祉課	49-7017	福祉課	
終了				1-11	○	子育て世帯への臨時特別給付金	国	児童手当(本則給付)を受給する世帯	給付	R2.5.1	R2.10.31	福祉課	24-1111(内線3124)	福祉課	
終了				1-12	○	宇和島市子育て世帯応援臨時特別給付金	市	児童手当を受給する世帯	給付	R2.5.12	R2.10.31	福祉課	24-1111(内線3124)	福祉課	
終了				1-13	○	ひとり親世帯臨時特別給付金	市	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等	給付	R2.7.13	R3.2.26	福祉課	24-1111(内線2141)	福祉課	
終了				1-14	○	宇和島市大学生等生活応援給付金	市	大学等に在籍している者	給付	R2.7.1	R2.10.30	企画情報課	49-7105	企画情報課	
終了				1-15	○	宇和島市高校生等未来応援給付金	市	高校2年生及び3年生の世代に該当する者ほか条件を満たす者	給付	R2.7.1	R2.9.30	企画情報課	49-7087	企画情報課	
R3/4/1 改訂				1-16	○	国民健康保険傷病手当金	市 国	新型コロナウイルス感染症に感染した者	給付	R2.6.29	R3.6.30	保険健康課	24-1111(内線2120)	保険健康課	
R3/4/1 改訂				1-17	○	後期高齢者医療傷病手当金	市 国	新型コロナウイルス感染症に感染した者	給付	R2.5.15	R3.6.30	保険健康課	24-1111(内線2121)	保険健康課	
R3/4/1 改訂				1-18	○	新型コロナウイルス感染症に係る宇和島市傷病給付金	市	新型コロナウイルス感染症に感染した者	給付	R2.7.1	R3.6.30	保険健康課	24-1111(内線2120)	保険健康課	
R3/4/1 改訂				家賃の補助	1-19	○	住居確保給付金	市	離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職と同程度の状況にある者	給付	R2.4.20	未定	福祉課	24-1111(内線3126)	福祉課
				住まいの建替・取得	1-20	○	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	住宅金融支援機構	新型コロナウイルス感染症の影響により、機構の住宅ローンの返済が困難となった者で、機構が定める収入基準を満たす者	返済期間の延長	随時	随時	返済中の金融機関	-	建築住宅課
R2/6/16 改訂				子どもの養育・就学支援	1-21	-	宇和島市就学援助制度	市	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒	就学支援	-	-	教育総務課	49-7030	教育総務課
				公共賃貸住宅への入居	1-22	-	市営住宅	市	市民	現物貸与	随時	随時	建築住宅課	49-7028	建築住宅課
		生活の困窮	1-23	-	生活保護	市 県 国	生活困窮者	扶助	-	-	保護課 保健福祉課 厚生労働省	49-7015 089-912-2385 023-5253-1111	保護課		
R2/11/16 改訂		宿泊費補助	1-24	○	宇和島市要配慮者等宿泊施設利用補助金	市	特に配慮が必要な避難者	補助金	R2.7.1	宿泊施設を利用した最後の日から30日以内、又は利用した年度の3.31のうちにずれか	危機管理課	46-7006	危機管理課		

改訂	事業項目	項目	番号	コロナ措置	制度の名称	実施区分	対象者	支援の種類	制度(申請)開始日	制度(申請)期限	お問い合わせ先	電話番号(市外局番:0895)	確認担当部署
終了	1. 生活面の支援	集会所整備補助	1-25	○	宇和島市避難施設感染防止対策支援事業補助金	市	集会所の管理団体等(自治会等)	補助金	R2.10.1	R2.12.21 (希望調査票提出期限)	危機管理課	49-7006	危機管理課
R3/4/1 新規		検査への助成	1-26	○	宇和島市高齢者施設入所前PCR検査査助成金	市	市内の高齢者施設に新たに入所する者	助成金	R3.4.1	R4.3.31	高齢者福祉課	24-1111(内線2157、2164)	高齢者福祉課
R3/4/1 改訂	2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援	税金や保険料等の軽減や支払猶予	2-01-01	-	市県民税の減免申請	市	前年中の所得が300万円以下で本年中の所得が前年の1/2以下となる見込の方	減免	(普)R2.6.16 (特)R2.5.11	各納期限の7前	税務課市民税係	24-1111(内線2522)	税務課
R3/4/1 新規			2-01-02	-	市県民税の減免申請	市	前年中の所得が300万円以下で本年中の所得が前年の1/2以下となる見込の方	減免	(普)R3.6.16 (特)R3.5.11	各納期限の7前	税務課市民税係	24-1111(内線2522)	税務課
R3/4/1 改訂			2-02	○	市民税申告期限の延長	市	市民・法人	期限延長	R2.3.17	R2.4.16 (4.17以降も柔軟に対応)	税務課市民税係	24-1111(内線2522)	税務課
終了			2-03	○	固定資産税の軽減措置	市	中小事業者等	減免	R3.1.4	R3.2.1	税務課家屋係	24-1111(内線2532、2533)	税務課
終了			2-04-01	○	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	市	3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、15日以内に手続を行った方	取扱変更	-	R2.4.15	(手続)軽自動車検査協会愛媛事務所 (課税)税務課諸税係	050-3816-3124 24-1111(内線2537)	税務課
R3/4/1 新規			2-04-02	○	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	市	3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、15日以内に手続を行った方	取扱変更	-	R3.4.15	(手続)軽自動車検査協会愛媛事務所 (課税)税務課諸税係	050-3816-3124 24-1111(内線2537)	税務課
R2/8/1 改訂			2-05	○	徴収の猶予・換価の猶予	市	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方	猶予	随時	徴収猶予:随時 換価の猶予:納期限から6ヶ月以内	納税課	49-7011	納税課
R3/3/19 改訂			2-06	○	国税の特別措置(申告所得税等の申告期限、納付期限等の延長等)	国	個人及び法人	期限延長・猶予	-	-	宇和島税務署	22-4511	税務課
R3/3/19 改訂			2-07	○	県税の特別措置(個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長、納税の猶予等)	県	個人及び法人	期限延長・猶予	-	-	南予地方局税務課	22-5211	税務課
終了			2-08-01	○	自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	県	3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、15日以内に手続を行った方	取扱変更	-	R2.4.15	(申告の流れ)中予地方局課税課運輸支局駐在 (納税通知書)南予地方局税務課	089-957-6621 0895-22-5211	税務課
R3/4/1 新規			2-08-02	○	自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	県	3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、15日以内に手続を行った方	取扱変更	-	R3.4.15	(申告の流れ)中予地方局課税課運輸支局駐在 (納税通知書)南予地方局税務課	089-957-6621 0895-22-5211	税務課
R3/4/1 改訂			2-09	○	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免	市	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方	減免	R2.4.30	R4.3.31	保険健康課	24-1111(内線2120)	保険健康課
R3/4/1 改訂			2-10	○	国民健康保険医療費に係る一部負担金の減免	市	市民	減免	R2.4.1	未定	保険健康課	24-1111(内線2120)	保険健康課
R3/4/1 改訂			2-11	○	後期高齢者医療保険料の減免	広域連合	市民	減免	R2.5.12	該当事由の発生後 おおむね1年以内	保険健康課	24-1111(内線2121)	保険健康課
R3/4/1 改訂			2-12	-	後期高齢者医療保険一部負担金の減免	広域連合	市民	減免	随時	該当事由の発生後 おおむね1年以内	保険健康課	24-1111(内線2121)	保険健康課
終了			2-13-01	○	介護保険料の減免(R2年度分)	市	市民	減免	R2.4.30	R3.3.31	高齢者福祉課	24-1111(内線2161)	高齢者福祉課
R3/4/1 新規			2-13-02	○	介護保険料の減免(R3年度分)	市	市民	減免	R3.4.1	R4.3.31	高齢者福祉課	24-1111(内線2161)	高齢者福祉課
			2-14	-	保育所保育料の減免	市	市民	減免	R2.4.1	未定	福祉課	24-1111(内線2138)	福祉課
R2/5/15 改訂	2-15	○	保育所保育料の減額	市	市民	減額	R2.4.20	未定	福祉課	24-1111(内線2138)	福祉課		
R2/5/15 新規	2-16	○	放課後児童クラブ利用者負担金の減額	市 県国	市民	減免	R2.4.20	未定	福祉課	24-1111(内線2147)	福祉課		
R2/5/15 新規	2-17	○	ファミリー・サポートセンター利用者負担金の減免	市 県国	市民	減免	R2.4.20	未定	福祉課	24-1111(内線2147)	福祉課		
	2-18	-	障害福祉サービス・障害児通所サービス等利用者負担額の減免	市	市民	減免	随時	随時	福祉課	49-7016	福祉課		

改訂	事業項目	項目	番号	コロナ措置	制度の名称	実施区分	対象者	支援の種類	制度(申請)開始日	制度(申請)期限	お問い合わせ先	電話番号(市外局番:0895)	確認担当部署
	2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援	税金や保険料等の軽減や支払猶予	2-19	-	障害者自立支援医療等一部負担金の減免	市	市民	減免	随時	随時	福祉課	49-7016	福祉課
			2-20	-	地域生活支援事業利用者負担額の減免	市	市民	減免	随時	随時	福祉課	49-7016	福祉課
R2/5/15改訂			2-21	○	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等	日本年金機構	市民	免除・猶予	R2.5.1	未定	市民課 宇和島年金事務所	24-1111(内線2133) 22-5344	市民課
			2-22	○	市営住宅家賃の減免	市	市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い収入が減少し家賃が払えない状況にある方	減免	R2.4.1	未定	建築住宅課	49-7028	建築住宅課
R2/8/1改訂			2-23	○	電気・ガス料金の支払猶予	-	市民	猶予	随時	随時	御契約されている電気・ガス事業者	-	-
R2/4/15新規			2-24	-	水道料金の支払いの猶予	市	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金の支払いに困難な事情がある方	猶予	随時	随時	水道局	22-5265	水道局 お客様センター
R3/2/1新規			2-25	-	下水道、小規模下水道料金の支払いの猶予	市	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、下水道・小規模下水道料金の支払いに困難な事情がある方	猶予	随時	随時	都市整備課 水産課	24-1111(内線2605) 24-1111(内線2742)	都市整備課 水産課
終了					3-01	○	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	市	事業者	相談	-	R3.3.31	商工観光課 宇和島商工会議所
R2/4/24改訂		相談支援	3-02	○	専門家による経営アドバイス	国	事業者	相談	-	-	愛媛県よろず支援拠点	089-960-1131	商工観光課
終了			3-03	○	持続化給付金	国	事業者	給付金	R2.5.1	R3.2.15 (R3.1.31までに延長 申込した者に限る)	持続化給付金事業 コールセンター	0120-279-292 03-6832-6631	商工観光課
終了			3-04-01	○	中小企業者等応援給付金	市	事業者	給付金	R2.5.13	R3.3.31	商工観光課	49-7080	商工観光課
R3/4/1新規			3-04-02	○	R3年度中小企業者等応援給付金	市	事業者	給付金	R3.4.1	R3.7.30	商工観光課	49-7080	商工観光課
R2/5/15改訂			3-05	○	セーフティネット保証4号・5号	国	事業者	資金繰り	-	-	取引のある金融機関又は最寄の 信用保証協会	-	商工観光課
R2/5/15改訂			3-06	○	セーフティネット保証制度の認定(4号・5号)	市	事業者	証明発行	-	-	商工観光課	24-1111(内線2752)	商工観光課
			3-07	○	危機関連保証	国	事業者	資金繰り	-	-	最寄の信用保証協会	-	商工観光課
終了	3. 事業者の支援		3-08	○	信用保証付き融資における保証料・利子減免(新型コロナウイルス感染症対策資金(全国統一枠))	国	事業者	資金繰り	R2.5.1	R3.3.31	愛媛県経営支援課 愛媛県信用保証協会宇和島支所	089-912-2481 089-931-2114	商工観光課
R3/2/1改訂		事業への支援	3-09	○	新型コロナウイルス感染症特別貸付	国	市民	貸付(融資)	R2.3.17	未定	日本政策金融公庫 宇和島支店	22-4766	商工観光課
R3/2/1改訂			3-10	○	商工中金による危機対応融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付)	国	事業者	貸付(融資)	R2.3.19	未定	商工組合中央金庫 松山支店	089-921-9151	商工観光課
R3/2/1改訂			3-11	○	新型コロナウイルス対策マル経	国	事業者	貸付(融資)	R2.3.17	未定	日本政策金融公庫宇和島支店 宇和島商工会議所 吉田三間商工会 津島町商工会	22-4766(日本政策金融公庫宇和島支店) 22-5555(宇和島商工会議所) 52-2233(吉田三間商工会) 82-2215(津島町商工会)	商工観光課
R3/2/1改訂			3-12	○	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	国	事業者	貸付(融資)	R2.3.17	未定	日本政策金融公庫 宇和島支店	22-4766	商工観光課
R3/1/1改訂			3-13	○	衛生環境激変対策特別貸付(新型コロナウイルス)	国	事業者	貸付(融資)	R2.2.21	未定	日本政策金融公庫 宇和島支店	22-4766	商工観光課
R2/12/1改訂			3-14	○	雇用調整助成金(特例措置)	国	事業者	助成金	R2.3.10	未定	ハローワーク宇和島	22-8609	商工観光課
終了			3-15-01	○	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	県	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主	助成金	R2.3.3	R3.3.15	愛媛県産業人材室	089-912-2505	商工観光課
R3/4/1新規			3-15-02	○	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	県	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主	助成金	R3.4.1	-	愛媛県産業人材室	089-912-2505	商工観光課

改訂	事業項目	項目	番号	コロナ措置	制度の名称	実施区分	対象者	支援の種類	制度(申請)開始日	制度(申請)期限	お問い合わせ先	電話番号(市外局番:0895)	確認担当部署	
R3/4/1 改訂	3. 事業者の支援	事業への支援	3-16	○	小規模事業者持続化補助金	国	事業者	補助金	-	-	宇和島商工会議所 吉田三間商工会 津島町商工会	22-5555(宇和島商工会議所) 52-2233(吉田三間商工会) 32-2215(津島町商工会)	商工観光課	
終了		相談支援	3-17	○	小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)における新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書の発行	市	事業者	証明発行	R2.5.1	終了	商工観光課	24-1111(内線2752)	商工観光課	
R3/3/19 改訂		事業への支援		3-18	○	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	国	事業者	助成金・支援金	R2.3.18	R3.6.30	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	0120-60-3999	商工観光課
終了				3-19	○	新型コロナウイルス感染症対策資金(県独自枠)	県	事業者	貸付(融資)	R2.4.6	R3.3.31	愛媛県経営支援課 愛媛県信用保証協会宇和島支所	089-912-2481(県経営支援課) 22-6556(愛媛県信用保証協会宇和島支所)	商工観光課
終了				3-20-01	○	新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	市	事業者	助成金	R2.4.6	R3.3.31	商工観光課	24-1111(内線2768)	商工観光課
R3/4/1 新規				3-20-02	○	R3年度新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	市	事業者	助成金	R3.4.1	R4.3.31	商工観光課	24-1111(内線2737)	商工観光課
終了				3-21	○	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	市	事業者	補助金	R2.4.6	R3.3.31	商工観光課	24-1111(内線2734)	商工観光課
R3/1/1 改訂				相談支援		3-22	○	テレワークに関する情報提供	国	事業者	相談	-	-	テレワーク相談センター
終了		3-23	○			新型コロナウイルス感染症対策テレワークコース助成金	国	事業者	助成金	R2.3.9	交付申請:R2.9.18 支給申請:R2.12.4	テレワーク相談センター	0570-550348	-
R3/3/19 改訂		事業への支援		3-24	○	離職者緊急生活資金の融資対象者拡大	県	離職者・休業中の者	融資	R2.4.16	未定	四国労働金庫宇和島支店 愛媛県労政雇用課	22-0565 089-912-2500	商工観光課
終了				3-25	○	宇和島市中小企業者等応援事業(新型コロナウイルス対策)	市	事業者	補助金	R2.4.15	R3.3.31	商工観光課	24-1111(内線2717)	商工観光課
R2/4/24 新規				3-26	-	宇和島市中小企業振興資金融資制度	金融機関	事業者	貸付(融資)	-	-	宇和島商工会議所 または各金融機関	22-5555	商工観光課
R3/4/1 改訂				3-27	-	宇和島市中小企業振興資金融資制度補助金	市	事業者	補助金	-	-	商工観光課	24-1111(内線2717)	商工観光課
終了				3-28	○	えひめ版協力金パッケージ	県	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応して3密回避の取組や、前向きに新たな事業活動を実施した事業者	協力金	R2.5.1	R3.1.31	新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口	0120-365-730	商工観光課
終了				3-29	○	【国】家賃支援給付金	国	事業者	給付金	R2.7.14	R3.2.15	商工観光課	49-7080	商工観光課
終了				3-30-01	○	宇和島市中小企業者等家賃支援給付金	市	事業者	給付金	R2.7.14	R3.3.31	商工観光課	49-7080	商工観光課
R3/4/1 新規				3-30-02	○	R3年度宇和島市中小企業者等家賃支援給付金	市	事業者	給付金	R3.4.1	R4.3.31	商工観光課	49-7080	商工観光課
終了				3-31	○	「食べて応援!うわじま30%OFFキャンペーン」	市	事業者	給付金	R2.7.23	R2.8.22	商工観光課	49-7080	商工観光課
終了				3-32-1	○	宇和島市地域とつながる商品券	市	事業者	給付	R2.10.1	R3.2.28	商工観光課	49-7080	商工観光課
R3/4/1 新規				3-32-2	○	(第2弾)宇和島市地域とつながる商品券	市	事業者	給付	R3.4.1	R4.2.28	商工観光課	49-7080	商工観光課
R3/4/1 新規				3-33	○	宇和島市中小企業等新生活様式対応支援補助金	市	事業者(NPO法人・医療法人含む)	補助金	R3.4.1	R4.2.28 (一部R4.3.31)	商工観光課	49-7080	商工観光課
R3/4/1 新規				3-34	○	愛媛県新型コロナウイルス感染対応新ビジネスモデル展開促進事業(補助金)	県	県内に事業者がある中小・小規模事業者及び個人事業者	補助金	R3.4.6	R3.7.30	愛媛県経営支援課 コロナ対策ビジネスモデル補助金事務局	089-912-2480 089-994-8316	商工観光課
R3/4/1 新規				3-35	○	愛媛県新生活様式対応商品開発等支援事業(補助金)	県	県内に主たる事業所を有する中小企業または中小企業者を構成員に持つ4社以上の連携体	補助金	R3.4.6	R3.5.21	愛媛県経営支援課	089-912-2484	商工観光課
R3/4/1 新規				3-36	○	愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業(新成長ものづくり補助金)	県	県内に本社を有する中小企業等	補助金	R3.4.1	R3.4.30	愛媛県産業創出課	089-912-2482	商工観光課

改訂	事業項目	項目	番号	コロナ措置	制度の名称	実施区分	対象者	支援の種類	制度(申請)開始日	制度(申請)期限	お問い合わせ先	電話番号(市外局番:0895)	確認担当部署
R3/4/1 新規	3. 事業者の支援	事業への支援	3-37	○	愛媛県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度	県	県内の事業所を有する中小企業等	支援	R3.4.7	R3.5.7	愛媛県産業政策課	089-912-2473	商工観光課
R3/4/1 新規			3-38	○	一時支援金	国	事業者	支援金	R3.3.8	R3.5.31	経済産業省 一時支援金事務局	0120-211-240	商工観光課
R3/4/1 新規			3-39	○	中小企業等事業再構築促進事業補助金	国	事業者(中小企業者、個人事業主含む)	補助金	R3.4.15	=	経済産業省 事業再構築補助金事務局	0570-012-088	商工観光課
R3/4/1 新規			3-40	○	ものづくり補助金	国	事業者(中小企業者、小規模事業者等)	補助金	R3.4.15	=	経済産業省 ものづくり補助金事務局	050-8880-4053	商工観光課
R3/4/1 新規			3-41	○	IT導入補助金	国	事業者(中小企業者、小規模事業者等)	補助金	R3.4.7	=	経済産業省 IT導入支援事業事務局	0570-666-424	商工観光課
終了	4. 農林水産業者の支援	事業への支援	4-01	○	農林漁業セーフティネット資金	国	農林水産業者	貸付(融資)	R2.3.10	R3.3.31	日本政策金融公庫 松山支店	089-933-3371	農林課・水産課
終了			4-02	○	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	国	農業者	貸付(融資)	R2.3.10	R3.3.31	日本政策金融公庫 松山支店	089-933-3371	農林課
終了			4-03	○	経営体育成強化資金	国	農業者	貸付(融資)	R2.3.10	R3.3.31	日本政策金融公庫 松山支店	089-933-3371	農林課
終了			4-04	○	農業近代化資金	国	農業者	貸付(融資)	R2.3.10	R3.3.31	取扱融資機関 (JAえひめ南等)	JAえひめ南本所 22-8111(代表)	農林課
終了			4-05	○	JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金	JA	農業者	貸付(融資)	R2.3.30	R3.3.31	JAえひめ南	JAえひめ南本所 22-8111(代表)	農林課
			4-06	-	畜産の経営に関すること	市	畜産家	相談	R2.4.7	-	農林課 南予家畜保健衛生所宇和島支所	49-7022 22-1294	農林課
終了			4-07	○	漁業近代化資金	国	漁業者	貸付(融資)	R2.3.10	R3.3.31	愛媛県信用漁業協同組合 連合会宇和島支所	22-1232	水産課
終了			4-08	○	高収益作物次期作支援交付金	国	農業者	交付金	R2.7.8 R2.12.7(見直し)	R2.7.22 R2.12.11(見直し)	農林課	24-1111(内線2816)	農林課
終了			4-09	○	農林漁業施設資金	国	農業者等	貸付(融資)	R2.4.30	R3.3.31	日本政策金融公庫 松山支店	089-933-3371	農林課
終了			4-10	○	農業経営負担軽減支援資金	国	農業者等	貸付(融資)	R2.4.30	R3.3.31	JAえひめ南	22-81111	農林課
終了			4-11	○	経営継続補助金	国	農業者等	補助金	R2.6.29	R2.7.29	農林水産省経営局経営政策課	03-6744-0576	農林課
	5. その他	相談支援	5-01	○	電話再診による処方箋の発行	医療機関	慢性疾患等を有する定期受診患者	相談	R2.3.9	未定	各医療機関	-	医療機関
R3/1/1 改訂			5-02	○	愛媛県新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談	県	県民	相談	R2.3.5	-	愛媛県消費生活センター	089-925-3700	-
			5-03	○	司法書士による新型コロナウイルス無料相談	連合会	市民	相談	R2.4.1	未定	日本司法書士会連合会	0120-315199	-
R3/1/1 改訂			5-04	○	SNS心の相談	国	市民	相談	-	-	厚生労働省	03-5253-1111	保険健康課
			5-05	○	布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口	国	市民	相談	R2.3.26	-	布製マスクの配布に関する電話相談窓口	0120-551-299	福祉課
R3/4/1 改訂			5-06	-	市民法律相談	市	市民	相談	-	-	総務課	49-7005	総務課
R2/4/20 新規			5-07	-	DV相談体制の拡充	市	市民	相談	R2.4.20	-	DV相談+(プラス)	0120-279-889	福祉課
R3/2/1 改訂			5-08	-	新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談	市	市民	相談	-	-	宇和島市消費生活センター	20-1075	市民課

## 1. 生活面の支援

番号	1-01	項目	相談支援
制度の名称	一般相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、次の一般相談窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 愛媛県コールセンター 電話番号:089-909-3468 受付時間:24時間対応(土日・祝日含む)</li> <li>■ 市役所 保険健康課 電話番号:0895-49-7021 受付時間:8時30分~17時15分(土日・祝日除く)</li> <li>■ 厚生労働省 電話番号:0120-565653(フリーダイヤル) FAX番号:03-3595-2756 受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施) 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAXまたは(一財)全日本ろうあ連盟ホームページ(<a href="https://www.jfd.or.jp/">https://www.jfd.or.jp/</a>)をご覧ください。</li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/shingatacorona2.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/shingatacorona2.html</a>		
お問い合わせ先	制度の内容のとおり		



## 1. 生活面の支援

番号	1-02(R2/11/16改訂)	項目	相談支援
制度の名称	受診相談センター	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	発熱などの風邪症状があり医療機関を受診したい方で、かかりつけ医を持たない方又は相談先に迷う方		
制度の内容	<p>季節性インフルエンザの流行に備えて、令和2年11月16日から発熱患者等に対する新たな外来診療・検査体制に変わりました。 令和2年2月10日から新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療に結びつけるため設置されていた「帰国者・接触者相談センター」は「受診相談センター」へ名称を変更しました。</p> <p>■発熱などの風邪症状があり医療機関を受診したい方で、かかりつけ医を持たない方・相談先に迷う方 受診相談センターへ電話で相談してください。受診可能な医療機関を紹介しますので、電話で相談の上、受診してください。 電話番号:089-909-3483 対応時間:24時間対応(土日・祝日含む)</p> <p>■かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話で相談し、相談先の案内に従って受診してください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/covid-19-gairaisinryoukensataisei.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/covid-19-gairaisinryoukensataisei.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 TEL:49-7021 受診相談センター TEL:089-909-3483		



## 1. 生活面の支援

番号	1-03(R3/3/19新規)	項目	相談支援
制度の名称	ワクチン接種コールセンター	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種に関するご質問やご相談は、次の相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>■ワクチンに関する全般的なこと 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 電話番号:0120-761770(フリーダイヤル) 受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施) 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、(一財)全日本ろうあ連盟ホームページ(<a href="https://www.jfd.or.jp/">https://www.jfd.or.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>■ワクチン接種後の副反応に関すること 愛媛県コールセンター 電話番号:0120-567-231(フリーダイヤル) 受付時間:8時30分~20時(土日・祝日も実施)</p> <p>■市の接種体制に関すること(接種までの流れや予約方法、接種スケジュール、接種できる場所、接種券に関する事など) ・宇和島市ワクチン接種コールセンター 電話番号:0570-00-0389 受付時間:9時~17時(平日のみ) ・保険健康課 一般相談窓口 電話番号:49-7021 受付時間:8時30分~17時15分(平日のみ)</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</a> 宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/vaccine2.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/vaccine2.html</a>		
お問い合わせ先	制度の内容のとおり		

## 1. 生活面の支援

番号	1-04(R2/8/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス生活総合相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月10日	制度(申請)期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に関連した支援の相談		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が、広範な分野に広がり終息が見通せない中で、直接的、間接的に影響を受けている市民や事業者の皆様の不安の軽減や解消を図るため、設置。</p> <p>※R2.7.10(金)より、お問合せ先電話番号を変更。(0895-24-1111(内線3126))</p> <p>■場所 宇和島市役所 本庁1階(福祉課 暮らしの相談窓口)</p> <p>■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(12時-13時は除く)</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/47/corona-seikatsusougousoudan.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/47/corona-seikatsusougousoudan.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 新型コロナウイルス生活総合相談窓口 0895-24-1111(内線3126)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-05(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	特別定額給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	国(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和2年8月20日
活用できる方	給付対象者:R2.4.27を基準として、住民基本台帳に記録されている者 受給権者:給付対象者の属する世帯主		
制度の内容	<p>■給付額</p> <p><input type="checkbox"/>給付対象者1人につき10万円</p> <p>■オンライン申請</p> <p><input type="checkbox"/>国の専用ページ「マイナポータル」から申請してください。</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカードの交付を受けている世帯主の方が、同一世帯全員分の申請を行うことができます。</p> <p><input type="checkbox"/>申請・給付スケジュール 受付開始日:R2.5.1 給付開始日:R2.5.13 受付終了日:R2.8.20</p> <p>■郵送申請</p> <p><input type="checkbox"/>宇和島市から、住民票世帯全員分の氏名を印字した申請書を世帯主へ郵送します。</p> <p><input type="checkbox"/>必要事項を記入のうえ、本人確認書類(運転免許証のコピーなど)と、受取口座の確認書類(通帳のコピーなど)とともに、同封の返信用封筒で宇和島市へ返送してください。</p> <p><input type="checkbox"/>オンライン申請をした場合、申請書は郵送されません。</p> <p><input type="checkbox"/>申請書の発送後にオンライン申請した場合等、申請したにも関わらず申請書が郵送される可能性があります。給付は1回限りとなります。</p> <p><input type="checkbox"/>申請・給付スケジュール 送付開始日:R2.5.20頃 受付開始日:R2.5.20 給付開始日:R2.5.26 受付終了日:R2.8.20</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	口座を持っていない等、「オンライン申請」や「郵送申請」ができない場合は、宇和島市特別定額給付金推進室にお問い合わせください。		
ホームページURL	宇和島市 - 総務省 <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 総務課 TEL:24-1111(内線2431)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-06(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付 (総合支援資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	市民の方(新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯)		
制度の内容	<p>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付</p> <p>■貸付上限額</p> <p><input type="checkbox"/> (二人以上)月20万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> (単身) 月15万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付期間 ※原則3月以内、最大3ヶ月延長</p> <p>■据置期間</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付最終月より1年以内 ※従来 of 6月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期限</p> <p><input type="checkbox"/> 据置期間経過後10年以内</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p><input type="checkbox"/> 無利子・不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。</p> <p>■貸付の延長</p> <p><input type="checkbox"/> 3ヶ月を超える貸付についての延長申請の受付は、申請期限までとし、1回限りの受付とする。</p> <p>■追加での資金交付は最大3か月</p> <p><input type="checkbox"/> 対象世帯:特例貸付開始から令和3年3月までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸し付けが終了した世帯</p> <p>※再貸付申請前に、自立相談支援機関(福祉課くらしの相談窓口)による自立相談支援を受ける必要有。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	申し込みは、郵送を原則としています。 貸付対象、制度の詳細については、以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市社会福祉協議会 <a href="https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0">https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0</a>		
お問い合わせ先	宇和島市社会福祉協議会 TEL:28-6033		

## 1. 生活面の支援

番号	1-07(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付(緊急小口資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	市民(新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等により生活資金にお困りの方)		
制度の内容	<p>■貸付上限額</p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき、世帯員に要介護者がいるとき等、20万円以内</p> <p><input type="checkbox"/>その他の場合、10万円以内</p> <p>※従来の10万円以内とする取扱を拡大。</p> <p>■据置期間</p> <p><input type="checkbox"/>1年以内</p> <p>※従来の2月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期間</p> <p><input type="checkbox"/>据置期間経過後2年以内</p> <p>※従来の12月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p><input type="checkbox"/>無利子・不要</p> <p>ただし、償還期限後は延滞利子 年3.0%</p> <p>■償還免除について</p> <p>令和3年度又は令和4年度に、貸付を申請した本人と世帯主が住民税非課税である場合に一括免除を行う。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	申し込みは、郵送を原則としています。 貸付対象、制度の詳細については、以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市社会福祉協議会 <a href="https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0">https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0</a>		
お問い合わせ先	宇和島市社会福祉協議会 TEL:28-6033		

## 1. 生活面の支援

番号	1-08(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	愛媛県勤労者福祉資金貸付(離職者等緊急生活資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年5月29日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	<p>■ 離職後、求職活動を行っている方で、かつ、次の全てに該当する勤労者であった方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること</li> <li><input type="checkbox"/> 原則として、20歳以上65歳以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと</li> <li><input type="checkbox"/> 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと</li> <li><input type="checkbox"/> 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと</li> </ul> <p>※「求職活動を行っている方」とは、職業安定法の規定による職業紹介を通じて、現に求職活動をしている方をいいます。</p> <p>■ 休業中の方で、かつ、次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること</li> <li><input type="checkbox"/> 原則として、20歳以上65歳以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 引き続き1年以上同一事業所に勤務していること</li> <li><input type="checkbox"/> 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していること</li> </ul>		

<p>制度の内容</p>	<p>■資金使途 離職又は休業によって、本人又は離職者が扶養する方の生活のために必要となった資金 「生活のために必要となった資金」とは、 □一般生活安定資金…基本的な生活を維持するために日常的に必要なとする資金 □特別生活安定資金…療養費及び分娩費、冠婚葬祭費、教育費、災害又は自己による損失に充てる費用、住宅の補修費、その他知事が必要と認める生活に伴う臨時の出費に要する費用をいいます。</p> <p>■融資条件 □融資限度額 100万円 □融資期間 5年以内(6か月以内の据置き可能) □融資利率 年0.3%(別途保証料が必要になります。) ※県が保証料の全額を負担します。(令和2年5月29日～令和3年3月31日の融資に限る) <b>(県による保証料の全額負担について、令和3年3月31日終了)</b> □保証方法 四国労働金庫の指定する保証機関の保証(離職者については連帯保証人が1名必要) □返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (その他融資条件は、四国労働金庫の定めるところによる)</p>
<p>手続きに必要な書類</p>	<p>■借入申込書(四国労働金庫備付け) ■住民票(住民票添付の際は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものをお願いします。)</p>
<p>その他</p>	<p>-</p>
<p>ホームページURL</p>	<p>愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/risyoku.html">https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/risyoku.html</a></p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>経済労働部労政雇用課 TEL:089-912-2500</p>



## 1. 生活面の支援

番号	1-09	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	恩給担保貸付	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(恩給等の受給者の方)		
制度の内容	<p>恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付限度額                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 恩給:250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内</li> <li><input type="checkbox"/> 共済年金:250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内(生活費は100万円以内)</li> </ul> </li> <li>■ 対象経費                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住宅などの資金や事業資金</li> </ul> </li> <li>■ 保証人等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>恩給等の証書を預けることが必要</li> </ul> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	生活保護を受給中の方、恩給年金担保融資をご利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない方は、利用できません。		
ホームページURL	株式会社 日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>		
お問い合わせ先	株式会社 日本政策金融公庫 宇和島支店 TEL:22-4766		

## 1. 生活面の支援

番号	1-10	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	市(進達のみ)、県(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で確実に返済見込みのある方)		
制度の内容	<p>ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化して、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に活用が可能なものの一つとして、「生活資金」があります。</p> <p>目的に応じ資金の貸付を行っておりますので、貸付条件などの詳細については、以下のお問合せ先までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	貸付けを利用するには、一定の要件を満たしている必要があるほか、連帯保証人が必要となります。また、貸付資金毎に貸付要件が定められています。詳細は、福祉課児童福祉係にご相談ください。		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課児童福祉係 TEL:49-7017		

## 1. 生活面の支援

番号	1-11(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	子育て世帯への臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	未定	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和2年10月31日
活用できる方	対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)の受給者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(特例給付世帯は除く)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。</p> <p>■ 給付額 対象児童一人につき1万円。</p> <p>■ 支給対象となる児童 児童手当(特例給付は除く)のR2.4月分(3月分含む※)の対象児童</p> <p>■ 申請について 宇和島市児童手当受給者については、原則、申請は不要です。 5月中に対象者へ案内通知を送付します。受け取りを希望されない方は、R2.5.29までに、同封する「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。 公務員の方は、所属長の証明を受けた「子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)」の提出が必要です。基準日(R2.3.31)における住所地の市町村へ申請をするようになります。(宇和島市の提出期限はR2.10.31)</p> <p>■ 支給方法 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。 ※指定されている口座を解約等されている場合には、福祉課児童手当担当まで御連絡ください。</p> <p>■ 支給時期 R2.6.15(月) 公務員の方は、申請書受理後、随時支給します。</p>		
手続きに必要な書類	原則、不要		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/kosodaterinnjikyuuu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/kosodaterinnjikyuuu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線3124)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-12(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市子育て世帯応援臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	未定	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月12日	制度(申請)期限	令和2年10月31日
活用できる方	対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者等		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小・中学校の臨時休業等により家計への影響を受けた子育て世帯に対し、国の支援策として支給される「子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人あたり1万円)」に加え、市が独自に対象児童1人あたり3万円を支給します。</p> <p>R2.7.13より、市外在住の児童手当受給者に監護される児童を対象児童に追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 給付額 対象児童1人につき3万円。</li> <li>■ 支給対象者・申請について 令和2年4月27日において、宇和島市に住所を有し、条件に該当する方 詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</li> <li>■ 支給方法 児童手当を受給している口座に振り込みます。</li> <li>■ 支給時期 R2.6.15(月)</li> </ul>		
手続きに必要な書類	原則、不要		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/uwajimakosodateouennrinnji.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/uwajimakosodateouennrinnji.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線3124)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-13(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月13日	制度(申請)期限	令和3年2月26日
活用できる方	<p>■ 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方</p> <p>□ 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方</p> <p>□ 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p>		
制度の内容	<p>■ 給付額</p> <p>□ 基本給付:1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p>□ 追加給付:1世帯5万円</p> <p>■ 追加給付について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p> <p>※給付対象にあたるかどうか等については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 基本給付:原則不要。</p> <p>■ 追加給付:申請が必要。現況届手続き時に併せて申請受付。</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/hitorioyasetai-kyuuhukinn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/hitorioyasetai-kyuuhukinn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援室 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2141)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-14(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市大学生等生活応援給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和2年10月30日
活用できる方	<p>■ 次のいずれにも該当する者</p> <p><input type="checkbox"/> 学校教育法の規定に基づく、市外の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校(4年次以上に限る)、専修学校(専門課程に限る)に在学している者、または、これに準ずる市外の大学等に在学している者</p> <p><input type="checkbox"/> R2.4.27において、原則市内に住所を有する者に扶養されている者</p> <p>※ 通信制課程に在学している者については、市外に居住実態がある者に限ります。</p>		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響を受けた世帯に対し、経済的な負担軽減と大学生等の修学継続を支援するため、市外で生活する大学生等に対する支援策として、市独自の応援給付金を支給します。</p> <p>■ 給付額</p> <p><input type="checkbox"/> 給付対象者1人につき、5万円</p> <p>※ 宇和島市大学生等生活応援給付金は、非課税です。</p>		
手続きに必要な書類	<p>宇和島市大学生等生活応援給付金申請書(請求書)</p> <p>※ その他、必要となる添付書類については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
その他	<p>申請者は、原則給付対象者(大学生等)を扶養している保護者となります。</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 -</p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 企画情報課 地方創生係(大学生等給付金担当) TEL:49-7105</p>		

## 1. 生活面の支援

番号	1-15(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市高校生等未来応援給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和2年9月30日
活用できる方	<p>R2.4.27において市内に住所を有するH14.4.2からH16.4.1までに生まれた者(高校2年生及び高校3年生の世代に該当する者)                  上記の対象者のほか、高等学校等に在学している高校4年生の世代に該当する者、高等学校等(専攻科に限る)に在学している高校5年生の世代に該当する者</p> <p>※詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響を受けた世帯に対し、家計の負担軽減と高校生等における将来に向けた活動を支援するため、高校生世代に対する支援策として、市独自の応援給付金を支給します。</p> <p>■ 給付金額: 給付対象者1人につき4万円                  ※宇和島市高校生等未来応援給付金は非課税です。</p>		
手続きに必要な書類	<p>宇和島市高校生等未来応援給付金申請書(請求書)                  ※その他、必要となる添付書類等については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
その他	<p>■ 申請者  <input type="checkbox"/> 給付対象者(高校生)が属する世帯の世帯主(高校生が市内に住所を有している場合)  <input type="checkbox"/> 給付対象者(高校生)を扶養している保護者(高校生が市外に住所を有している場合)                  ※いずれも令和2年4月27日において、原則市内に住所を有する世帯主及び保護者に限ります。</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/kokoseikyuhukin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/kokoseikyuhukin.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 企画情報課 地方創生係(高校生等給付金担当) TEL:49-7087</p>		



## 1. 生活面の支援

番号	1-16(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	国民健康保険傷病手当金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(国10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年6月29日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>宇和島市国民健康保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている被保険者(被用者)が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる状況により労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</p> <p>■4日目以降のお休み期間に、給与等の支払いを受けていない。</p> <p>※医療機関で新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>世帯主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用</li> <li><input type="checkbox"/>事業主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>医療機関記入用</li> </ul> <p>■国民健康保険被保険者証</p> <p>■本人確認書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-17(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	後期高齢者医療傷病手当金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	広域連合(国10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年5月15日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>後期高齢者医療保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている被保険者(被用者)が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる状況により労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</p> <p>■4日目以降のお休み期間に、給与等の支払いを受けていない。</p> <p>※医療機関で新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用①</li> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用②</li> <li><input type="checkbox"/>事業主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>医療機関記入用</li> </ul> <p>■後期高齢者医療被保険者証</p> <p>■本人確認書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-18(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に係る宇和島市傷病給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>令和3年6月30日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染者の濃厚接触者としてPCR検査を受検し自宅待機を要請され、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われると医師に診断された市民の方で、次のすべてに該当する方は、宇和島市傷病給付金の支給を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和2年中に、営業収入または農業収入があり、現在もその収入に伴う事業に従事している。</li> <li>■ 新型コロナウイルス感染症に係る療養のため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</li> <li>■ 自身の加入する健康保険で傷病手当金の給付対象になっていない。</li> </ul> <p>※医療機関等の診断または証明がない場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支給申請書                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 本人記入用</li> <li>□ 医療機関記入用</li> </ul> </li> <li>■ 令和2年中の営業所得、農業所得の金額がわかる書類(確定申告書の写し)</li> <li>■ 本人確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubuyoukyufu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubuyoukyufu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-19(R3/4/1改訂)	項目	家賃補助
制度の名称	住居確保給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(国:3/4 市1/4)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	令和2年4月20日以降、離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方		
制度の内容	<p>■支給対象者 ※①-⑥すべてを満たしていることが条件</p> <p>①離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方(減少の割合制限なし)</p> <p>②離職前に、主たる生計維持者であった方</p> <p>③申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が基準額以下の方</p> <p>④申請日において、申請者および申請者と生活を一にしている同居の親族の預貯金の合計額が基準額以下の方</p> <p>⑤国の雇用施策による貸付および地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者および同一世帯の者が受けていないこと</p> <p>⑥申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団でないこと。</p> <p>■基準額</p> <p>□単身世帯:7.8万円 □2人世帯:11.5万円 □3人世帯:14万円</p> <p>■支給額</p> <p>下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給</p> <p>□32,000円(単身世帯) □38,000円(2人世帯) □42,000円(3~5人世帯)</p> <p>■支給期間</p> <p>□3ヶ月間(一定の条件により延長可。※最大12ヶ月)</p> <p>■再支給</p> <p>□住居確保給付金の受給が終了した方について、一定の要件により3ヶ月に限り再支給が可能。 (令和3年4月1日より申請開始) ※申請期限は令和3年6月30日までとする。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課(くらしの相談窓口) TEL:24-1111(内線3126)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-20	項目	住まいの建替・取得
制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	支援の種類	返済期間の延長
実施区分(負担割合)	住宅金融支援機構	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、機構の住宅ローンの返済が困難となった方で、機構が定める収入基準を満たす方		

制度の内容

経済事情や病気等で収入が減少し、返済が大変になった

**返済特例**  
返済期間の延長など

- 毎月の返済額を減らすことができます。
- 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

しばらくの間、返済額を減らして返済したい

**中ゆとり**  
一定期間、返済額を軽減

- お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。
- 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。

ボーナス返済が負担になっている

**ボーナス返済の見直し**

- ボーナス返済月の変更
- 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更
- ボーナス返済の取り止め

**返済特例の概要**

対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）

- 離職や病気等<sup>※1</sup>の事情より返済が困難となっている方
- 以下の収入基準のいずれかを満たす方
  - 年収が機構への年間総返済額の4倍以下
  - 月収が世帯人数×64,000円以下
  - 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合<sup>※2</sup>が20%以上
- 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方

年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した<sup>※2</sup>方

**返済期間の延長<sup>※3</sup>**  
(最長15年、完済時の年齢上限は80歳)

**返済期間の延長<sup>※3</sup> (最長15年、完済時の年齢上限は80歳)**  
**元金据置期間の設定 (最長3年)**

※1 「離職等」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、総務勤務減による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。  
「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の病気による介護などによる減収・支出増が該当します。

※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式によります。  

$$\frac{\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額}}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$$

※3 融資の種別、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を越えて延長することをいいます。

<b>手続きに必要な書類</b>	以下のお問い合わせ先にご確認ください。
<b>その他</b>	-
<b>ホームページURL</b>	独立行政法人 住宅金融支援機構 <a href="https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html">https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html</a>
<b>お問い合わせ先</b>	返済中の金融機関(融資の申込み先の金融機関)



## 1. 生活面の支援

番号	1-21(R2/6/16改訂)	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	宇和島市就学援助制度	支援の種類	就学支援
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒		
制度の内容	<p>経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、その就学費用について支援を行う制度です。 年間を通して申請は受け付けており、年度途中であっても、経済状態の変動により就学が困難になった場合には、申請いただけます。なお、認定はご家族の収入状況を確認した上でを行い、以下の項目について援助します。</p> <p>■学用品・通学用品費 ■新入学児童・生徒学用品費(4月中認定者のみ) ■修学旅行費 ■校外活動費(宿泊を伴うもの) ■校外活動費(宿泊を伴わないもの) ■クラブ活動費(中学生のみ) ■学校給食費 ■医療費(学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療に要する費用に限る)</p> <p>※申請及び制度に関する相談は、年間を通して、各学校で受け付けています。</p>		
手続きに必要な書類	<p>&lt;児童扶養手当を受給されている方&gt; ■就学援助費交付申請書 ■児童扶養手当受給の証書の写し</p> <p>&lt;児童扶養手当を受給されていない方&gt; ■就学援助費交付申請書 申請書には、自己の状況により、以下の書類の写しの添付が必要です。 □収入の確認できる書類(世帯全員) 源泉徴収票(給与収入の方)、確定申告書(事業収入の方)、雇用保険受給資格証(離職された方)、老齢年金・障害年金・遺族年金等公的年金の受給額が分かる書類(受給されている方)など □住宅の賃貸借契約書又は家賃の確認できる書類(借家・アパート等にお住まいの方)</p>		
その他	事業者の方は、最新の確定申告書の代わりに、収入状況申出書を提出		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html</a>		
お問い合わせ先	通学されている学校、または、宇和島市教育委員会 教育総務課 総務係 TEL:49-7030		



## 1. 生活面の支援

番号	1-22	項目	公共賃貸住宅への入居
制度の名称	市営住宅	支援の種類	現物貸与
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■入居資格 宇和島市に住民登録をしているか勤務をし、市税などを完納しており住宅に困窮している方</p> <p>■収入基準 所得月額が15万8,000円以下の世帯 ※近家塩浜団地のうち、特定公共賃貸住宅は15万8,000円～48万7,000円の世帯 (小学校就学前の子どもがいる世帯や60歳以上の高齢者世帯等は、所得月額が21万4,000円以下) ※所得月額=(世帯員全員の年間所得金額-控除額合計)÷12</p> <p>■家賃 世帯の収入に基づき、公営住宅法に定める方法で計算します。</p> <p>※空き住戸の情報、住宅の規模・構造・家賃等の諸条件については、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■入居申込書</p> <p>■所得を証明する書類</p> <p>■住民票</p> <p>■その他必要書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/29/nyukyoboshu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/29/nyukyoboshu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 建築住宅課 管理係 TEL:49-7028		

## 1. 生活面の支援

番号	1-23	項目	生活の困窮
制度の名称	生活保護	支援の種類	扶助
実施区分(負担割合)	市(1/4 愛媛県一部負担あり)、 国(3/4)	コロナウイルス対策 による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用した上でも生活に困窮する方		
制度の内容	<p>生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。</p> <p>医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</p> <p>保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 保護課 TEL:49-7015 愛媛県 保健福祉部 保健福祉課 生活保護係 TEL:089-912-2385 厚生労働省社会・援護局 保護課 TEL:03-5253-1111		

## 1. 生活面の支援

番号	1-24(R2/11/16改訂)	項目	宿泊費補助
制度の名称	宇和島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	市(4/5)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	宿泊施設を利用した最後の日から 30日以内、又は利用した年度の3月31日
活用できる方	<p>避難対象区域の土砂災害警戒区域等に居住しており、以下のいずれかに該当する方で、宇和島市内宿泊施設一覧表の宿泊施設に宿泊して、宿泊料を支払った方</p> <p>■要介護度3～5の要介護認定者 ■75歳以上の者                  ■身体障害者手帳所持者(1、2級) ■療育手帳所持者(A)                  ■精神障害者保健福祉手帳所持者(1級) ■重度心身障害者医療費受給対象者                  ■妊産婦、乳幼児(1歳未満) ■要配慮者避難者の付添い者(要配慮避難者1人に対して1人)</p>		
制度の内容	<p>■補助金額                  宿泊費1名1泊(食事付)の4/5以内(上限5,600円/泊)                  ※避難情報発令期間中が補助対象期間</p> <p>■宿泊施設                  宇和島グランドホテル、JRホテルクレメント宇和島、宇和島第一ホテル、宇和島ターミナルホテル、宇和島リージェントホテル、ホテルコーラル宇和島、宇和島オリエンタルホテル、ホテルイシバシ、宇和島シティホテル、木屋旅館、民宿奴、民宿段畑さの屋、民宿みま、三好旅館、よしのや旅館、西遊魚センター、ホテルアイリン                  ※土砂災害警戒区域等以外に立地                  ※障害者用トイレ・バリアフリー等の有無に関しては、事前に宿泊施設にご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/kanwakakujuuyouhairyouhinannshatoushukuhakusiseturiyouhozyokin.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/kanwakakujuuyouhairyouhinannshatoushukuhakusiseturiyouhozyokin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 危機管理課 TEL:49-7006		

## 1. 生活面の支援

番号	1-25(終了)	項目	集会所整備補助
制度の名称	宇和島市避難施設感染防止対策支援事業補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	市(3/4以内)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年10月1日	制度(申請)期限	R2.12.21(希望調査票提出期限)
活用できる方	<p>■実施主体 集会所の管理団体等(自治会等)</p> <p>■対象となる集会所 原則として、土砂災害警戒区域等以外に立地している等、土砂災害時の避難所として適合する集会所</p>		
制度の内容	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図るため、土砂災害に関する避難勧告等の発令時等に避難所として開設する集会所において、自治会等の管理団体が実施する衛生環境の整備に要する経費に対する補助金を交付するものです。</p> <p>■補助率 3/4以内</p> <p>■上限 100万円(1事業あたり)</p> <p>■補助対象 トイレの洋式化・自動化、自動水栓の設置、空調設備の高度化・換気機能付き空調設備の設置</p> <p>■採択の条件 避難情報発令時に避難所の開設・運営について、自主防災組織、自治会、防災士等により自主運営ができること 大規模災害を除く避難所の開設・運営において必要な防災備蓄資材、食料等を地域で準備できること</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください		
その他	事業実施を検討しており、希望調査票が必要な自治会等は市危機管理課へ御連絡ください		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 危機管理課 TEL:49-7006		

## 1. 生活面の支援

番号	1-26(R3/4/1新規)	項目	検査への助成
制度の名称	宇和島市高齢者施設入所前PCR検査費助成金	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	市(10/10)上限設定有り	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月1日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	市内の高齢者施設に新たに入所する者		
制度の内容	<p>市内の高齢者施設に新たに入所する方で、本人の希望によりPCR検査その他の核酸増幅法による検査を受けた者に対し、検査費用を助成する。</p> <p>助成額： 検査費用全額(上限 2万円)</p> <p>対象者： (1) 65歳以上の者 (2) 65歳未満の者のうち、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、悪性腫瘍(がん)又は肥満(BMI30以上)のいずれかの疾患を有する者 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者</p> <p>対象となる高齢者施設： 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護 短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護</p>		
手続きに必要な書類	宇和島市高齢者施設入所前PCR検査費助成金交付申請書、請求書、検査費用の領収書のコピー		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kaigo/koureisypacr.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kaigo/koureisypacr.html</a>		
お問い合わせ先	高齢者福祉課 24-1111(内線2157、2164)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-01-01 (R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市県民税の減免申請(R2年度分)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	普通徴収: 令和2年6月16日 (終了) 特別徴収: 令和2年5月11日	制度(申請)期限	各納期限の7日前
活用できる方	<p>本年中の所得が前年の10分の5以下となる見込で、徴収の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる方(前年中の所得が300万円以下の方に限ります。)</p>		
制度の内容	<p>■R2年度分市県民税の減免</p> <p><input type="checkbox"/>減免対象 R2年度分の税額のうち納期限が未到来のもの</p> <p><input type="checkbox"/>減免割合 前年中の合計所得200万円以下…70% 前年中の合計所得200万円超～300万円以下…60%</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印(スタンプ式のものは不可)</p> <p>■窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</p> <p>■所得が減少したことが確認できる書類</p> <p>■代理の方が来られる場合は、委任状</p>		
その他	<p>預貯金や資産状況等の審査を行った上で減免の可否を決定します。(申請によって必ず適用されるものではありません)</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<a href="#">2-01-02(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">税金や保険料等の軽減や支払猶予</a>
制度の名称	<a href="#">市県民税の減免申請(令和3年度分)</a>	支援の種類	<a href="#">減免</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">市</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">普通徴収:令和3年6月16日 特別徴収:令和3年5月11日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">各納期限の7日前</a>
活用できる方	<a href="#">本年中の所得が前年の10分の5以下となる見込で、徴収の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる方(前年中の所得が300万円以下の方に限ります。)</a>		
制度の内容	<p><a href="#">■R3年度分市県民税の減免</a></p> <p><a href="#">□減免対象</a> R3年度分の税額のうち納期限が未到来のもの</p> <p><a href="#">□減免割合</a> 前年中の合計所得200万円以下・・・70% 前年中の合計所得200万円超～300万円以下・・・60%</p>		
手続きに必要な書類	<p><a href="#">■認印(スタンプ式のものは不可) ※申請書に氏名を自署される場合は不要です。</a></p> <p><a href="#">■窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</a></p> <p><a href="#">■所得が減少したことが確認できる書類</a></p> <p><a href="#">■代理の方が来られる場合は、委任状</a></p>		
その他	<a href="#">預貯金や資産状況等の審査を行った上で減免の可否を決定します。(申請によって必ず適用されるものではありません)</a>		
ホームページURL	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html">宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)</a>		



## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-02(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市民税申告期限の延長	支援の種類	期限延長
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	2021年3月16日	制度(申請)期限	2021年4月15日
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民の方</li> <li>■ 市内に事務所や事業所を有する法人</li> </ul>		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人市民税の申告期限等の延長                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 令和3年度個人市民税の申告期限をR3.4.15まで延長するもの。</li> <li><input type="checkbox"/> 申告会場・・・本庁税務課(602会議室)及び吉田・三間・津島支所 税務係</li> </ul> </li> <li>■ 法人市民税の申告納付期限の延長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>法人税において申告期限の延長の適用を受けた法人について、申請により法人市民税の申告期限を延長するもの。</li> </ul> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	市・県民税の申告書は郵送可		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/shikenminzeishinkokuentyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/shikenminzeishinkokuentyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-03(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	固定資産税の軽減措置	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年1月4日	制度(申請)期限	令和3年2月1日
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等		
制度の内容	<p>■措置対象者 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少した中小事業者等※</p> <p>■軽減対象 事業用家屋及び設備等の償却資産に係る令和3年度分の固定資産税</p> <p>■軽減額 事業収入が50%以上減少した場合…全額 事業収入が30%以上50%未満減少…2分の1</p> <p>※中小事業者等とは  <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人                      (租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)  <input type="checkbox"/> 資本金または出資金の額が1億円以下の法人及び資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く。)                      (租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 申告書(認定経営革新等支援機関等(税理士、商工会議所等)の確認印が押されたもの)</p> <p>■ 事業収入が減少したことを証する書類(会計帳簿等)</p> <p>■ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書、収支内訳書等)</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/corona-keigen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/corona-keigen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 税務課家屋係 TEL:24-1111(内線2532、2533)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和2年4月15日
活用できる方	令和2年3月中に3輪以上の軽自動車に係る廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方		
制度の内容	3輪以上の軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」、「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出(輸出関係手続も同様)」の手続に伴う軽自動車税(種別割)の申告については、R2.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、R2.4月以降の申告であっても、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うもの。		
手続きに必要な書類	軽自動車検査協会にて手続		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	手続き 軽自動車検査協会愛媛事務所 TEL:050-3816-3124 課税 宇和島市 税務課諸税係 TEL:24-1111(内線2537)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04-02(R3/4/1新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	二	制度(申請)期限	令和3年4月15日
活用できる方	令和3年3月中に3輪以上の軽自動車に係る廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続きを行った方		
制度の内容	3輪以上の軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」、「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出(輸出関係手続も同様)」の手続に伴う軽自動車税(種別割)の申告については、R3.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、R3.4月以降の申告であっても、R3.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うもの。		
手続きに必要な書類	軽自動車検査協会にて手続		
その他	二		
ホームページURL	二		
お問い合わせ先	手続き 軽自動車検査協会愛媛事務所 TEL:050-3816-3124 課税 宇和島市 税務課諸税係 TEL:24-1111(内線2537)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-05(R2/8/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	徴収の猶予・換価の猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	徴収の猶予:随時 換価の猶予:納期限から6ヶ月以内
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方		
制度の内容	<p>市税は定められた納期限までに納付しなければなりません。期限までに納付できない特別な事情があり、市税を一時に納付することができないときに、申請することにより、認められた場合には分割納付や納付期限の延長、財産の差押や換価(売却)が猶予されます。</p> <p>■徴収猶予 新型コロナウイルス感染症に関連するなどして災害、病気、事業の休廃止などの理由で市税・国民健康保険料を一時的に納付することが困難な場合、申請によって、税は原則として1年以内、国民健康保険料は原則として3ヶ月の期間に限り、徴収の猶予又は分割納付が認められる場合があります。</p> <p>■申請による換価の猶予 市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当するときは、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予(分割納付)が認められる場合があります。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印(スタンプ式のものは不可)</p> <p>■猶予を受けようとする理由を証する書類(医師による診断書、廃(休)業届など)</p> <p>■窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</p> <p>■代理の方が来られる場合は、委任状</p>		
その他	理由を証する書類の添付が困難な場合はご相談ください。		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/13/nouzei014.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/13/nouzei014.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 納税課 TEL:49-7011		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-06(R3/3/19改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国税の特例措置(申告所得税等の申告期限、納付期限等の延長等)	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分(負担割合)	税務署	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>■申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限並びに申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税日の延長。</p> <p>□申告期限・納付期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税 R3.3.15 → R3.4.15</li> <li>・個人事業者の消費税 R3.3.31 → R3.4.15</li> <li>・贈与税 R3.3.15 → R3.4.15</li> </ul> <p>□振替日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税 R3.4.19 → R3.5.31</li> <li>・個人事業者の消費税 R3.4.23 → R3.5.24</li> </ul> <p>■その他の期限の個別延長</p> <p>税務署に申請することにより、法人税、相続税、酒税等の申告期限等が個別に延長される場合あり。</p> <p>■納付の猶予</p> <p>一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるなど、特定の事情があるときは、税務署に申請することにより、最大1年間、国税の納付が猶予される場合あり。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島税務署 Tel:22-4511		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-07(R3/3/19改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	県税の特例措置(個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長、納税の猶予等)	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>■個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長</p> <p>□個人県民税、個人事業税の申告期限 R3.3.15 → R3.4.15</p> <p>□個人事業税の課税免除及び不均一課税の申請期限 R3.3.15 → R3.4.15</p> <p>■法人県民税・法人事業税の申告納付期限の延長</p> <p>□新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、その期限内に申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合、南予地方局等に申請することにより、期限が延長される場合あり。</p> <p>■納税の猶予について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合や事業を廃止、又は休止した場合などで、県税を一時的に納付することができないときは、南予地方局に申請することにより、1年以内の期限に限り、納税の猶予が認められる場合あり。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	南予地方局 税務課 TEL:22-5211		



## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-08-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和2年4月15日
活用できる方	令和2年3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方		
制度の内容	移転登録及び一時抹消登録、移転登録及び輸出抹消仮登録及び永久抹消登録に限り、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生し、その事由発生から15日以内に運輸支局で登録手続をした場合、譲渡証明又は解体報告記録がR2.3.17から31日である車両については賦課期日(4.1)に保有していないものとして、R2年度自動車税種別割を課税しない。		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	申告の流れなどの詳細 手続を行ったのに納税通知書が届いた場合		
	中予地方局課税課運輸支局駐在 南予地方局税務課	TEL:089-957-6621 TEL:22-5211	

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<u>2-08-02(R3/4/1新規)</u>	項目	<u>税金や保険料等の軽減や支払猶予</u>
制度の名称	<u>自動車税種別割に係る課税上の取扱変更</u>	支援の種類	<u>取扱変更</u>
実施区分(負担割合)	<u>県</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>○</u>
制度(申請)開始日	<u>ニ</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年4月15日</u>
活用できる方	<u>令和3年3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方</u>		
制度の内容	<u>「永久抹消登録」、「移転登録及び一時抹消登録」及び「移転登録及び輸出抹消仮登録」に限り、R3.3月中にこれらの申告の根拠となる事由が発生し、その事由発生から15日以内に運輸支局で登録手続をした場合、譲渡証明又は解体報告記録がR3.3.17からR3.3.31までである車両については賦課期日(R3.4.1)に保有していないものとして、R3年度自動車税種別割を課税しないこととする。</u>		
手続きに必要な書類	<u>以下のお問い合わせ先にご確認ください。</u>		
その他	<u>登録手続の際に運輸支局に対して譲渡証明書の提出や解体報告が適切に行われていれば、特別な書類の添付は不要。</u>		
ホームページURL	<u>ニ</u>		
お問い合わせ先	<u>申告の流れなどの詳細 中予地方局課税課運輸支局駐在 TEL:089-957-6621 手続を行ったのに納税通知書が届いた場合 南予地方局税務課 TEL:22-5211</u>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-09(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(2/10)市(8/10)※実績による	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	<p>宇和島市国民健康保険の被保険者で、以下のような世帯については、国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症への感染により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡、または重篤な症状により長期入院を余儀なくされた世帯</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けたことにより、主たる生計維持者(世帯主)の事業収入等の著しい減少が見込まれる世帯             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)事業収入等の減少額が、令和2年中の収入の3割以上と見込まれる</li> <li>イ)主たる生計維持者(世帯主)が、事業等を廃止または失業した</li> </ul> </li> </ul> <p>※申請時に納期未到来の保険料が減免の対象になります。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請書</li> <li>■国民健康保険被保険者証</li> <li>■事業収入等の減少したことが確認できる書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年分の確定申告書の控え、または源泉徴収票</li> <li>・令和3年1月分から直近までの売上帳簿や給与明細など(月毎の数字が確認できるもの)</li> <li>・前年同月分の売上帳簿や給与明細など(月毎の数字が確認できるもの)</li> </ul> </li> <li>■本人確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronakokuhogenmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronakokuhogenmen.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-10(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	国民健康保険医療費に係る一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	<p>■ 入院分に限りません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けたことにより、収入が著しく減少し、預貯金等の活用を図ってもなお入院費用の支払いにより生活の維持が困難であるとき、国民健康保険医療費に係る一部負担金の減免を受けられる場合があります。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 資産状況・所得が減少することが見込まれることが分かる書類</p> <p>■ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)</p>		
その他	<p>免除対象期間:所得の減少が発生した日から最大連続する3ヶ月間に係る診療</p>		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-11(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月12日	制度(申請)期限	該当事由の発生後1年以内
活用できる方	<p>愛媛県の後期高齢者医療保険の被保険者で、以下のような方については後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症への感染により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、または重篤な疾病を負った場合</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けた事により、被保険者の属する世帯の世帯主の給与収入、事業収入等について著しい減少が見込まれる場合(事業の廃業や失業した場合も含む)</li> </ul>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■後期高齢者医療保険料減免申請書</li> <li>■減免要件に該当することを証明する書類 (医師の診断書、前年分の確定申告書の控や源泉徴収票、給与明細など今年分の収入金額の確認できるもの、廃業届の控、離職票等)</li> <li>■被保険者証</li> <li>■被保険者のマイナンバーのわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)</li> <li>■身元確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kouki-coronagenmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kouki-coronagenmen.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-12(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	広域連合(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	該当事由の発生後おおむね1年以内
活用できる方	<p>愛媛県の後期高齢者医療保険加入者で、新型コロナウイルス感染症の感染または感染拡大の影響により世帯主が次の要件に該当し、今年度の住民税が非課税であるまたは一部負担金の支払が困難と認められる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重篤な傷病または負傷により死亡されたり、心身に重大な障害を受けたり、または長期間入院された方</li> <li>■ 業務を廃止、または休止された方</li> </ul>		
制度の内容	<p>上記、一部負担金の減免対象者の対象要件に該当する方は、申請日から6ヶ月間を限度として、一部負担金等の支払いが減額または免除されます。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 後期高齢者医療一部負担金減免及徴収猶予申請書</li> <li>■ 収入状況等申告書</li> <li>■ 住民税が課税されていない者または住民税が減免されている者であることがわかる書類(所得課税証明書等)</li> <li>■ 収入の減少により著しく生活が困難になったことを確認できる書類</li> <li>■ 被保険者証</li> <li>■ 身元確認書類</li> </ul> <p>※そのほか必要に応じて委任状等の添付書類が必要となる場合があります。</p>		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-13-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	介護保険料の減免(R2年度分)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■介護保険料 全額免除または一部減額</p> <p>■要件・必要書類等</p> <p><input type="checkbox"/>要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/>要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ア及びイに該当する第一号被保険者</p> <p>ア. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書、R2.2月以降の給与明細と前年同月の給与明細等</p> <p><input type="checkbox"/>要件:主たる生計維持者が失業または、事業を廃止した第一号被保険者</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書、雇用保険受給者資格証等</p>		
手続きに必要な書類	制度の内容のとおり		
その他	必要書類等についての詳細は以下のお問合せ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL:24-1111(内線2161)		



## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<a href="#">2-13-02(4/1新規)</a>	項目	<a href="#">税金や保険料等の軽減や支払猶予</a>
制度の名称	<a href="#">介護保険料の減免(R3年度分)</a>	支援の種類	<a href="#">減免</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">市(10/10)</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年4月1日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">令和4年3月31日</a>
活用できる方	<a href="#">制度の内容のとおり</a>		
制度の内容	<p><a href="#">■介護保険料 全額免除または一部減額</a></p> <p><a href="#">■要件・必要書類等</a></p> <p><a href="#">□要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書</a></p> <p><a href="#">□要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ア及びイに該当する第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">ア. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</a></p> <p><a href="#">イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書、R3.4月以降の給与明細と前年同月の給与明細等</a></p> <p><a href="#">□要件:主たる生計維持者が失業または、事業を廃止した第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書、雇用保険受給者資格証等</a></p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">制度の内容のとおり</a>		
その他	<a href="#">必要書類等についての詳細は以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
ホームページURL	<a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html">宇和島市 http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">宇和島市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL:24-1111(内線2161)</a>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-14	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育所などに入所している3歳未満子どもの支給認定保護者 ※詳細は以下のとおり		
制度の内容	<p>■減免事由等</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病などにより児童が月の保育日数の2分の1以上欠席したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:半額</li> <li>・減免期間等:申請のあった日の属する月</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 市税の減免に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:市民税の減免に伴う利用者負担額(保育料)の階層変更によって生じた差額</li> <li>・減免期間等:宇和島市税の減免に該当し、減免を受けた市民税額を用いて算定する期間</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> そのほか特別な事情により保育料の納入が困難であると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:審査のうえ決定</li> <li>・減免期間等:審査のうえ決定</li> </ul>		
手続きに必要な書類	<p>■減免申請書</p> <p>■印鑑</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/hoikuryougenmen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/hoikuryougenmen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援係 TEL:24-1111(内線2138)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-15(R2/5/15改訂)	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減額	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する3歳未満子どもの支給認定保護者		
制度の内容	新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から、保育所等を臨時休園した場合(市が登園自粛要請をした場合も含む)に、当該園児の保育料について、日割り計算とする。		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援係 TEL:24-1111(内線2138)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-16(R2/5/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	放課後児童クラブ利用者負担金の減額	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(1/3)・県(1/3)・市(1/3)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から、放課後児童クラブを臨時休止した場合(市が利用自粛要請をした場合も含む)に、利用者負担金を日割り計算とする。</p>		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2147)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-17(R2/5/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	ファミリー・サポートセンター利用会員負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国1/3・県1/3・市1/3	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>保育園及び放課後児童クラブ等が罹患者が出るなどにより休園(休所)した場合に、代替保育場所としてファミリー・サポートセンターを利用した場合の費用(利用会員がサポート会員に支払う報酬)について市が負担する。</p>		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2147)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-18	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	障害福祉サービス・障害児通所サービス利用者の負担額減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具</p>		
手続きに必要な書類	■自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■申請に必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑 <input type="checkbox"/>障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/>申請内容を確認できる書類</p> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49 - 7016		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-19	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	障害者自立支援医療等一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/> 生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>自立支援医療(更生医療・育成医療に限る)、療養介護医療(食事療養分を除く)</p>		
手続きに必要な書類	自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証または療養介護医療受給者証</li> <li><input type="checkbox"/> 申請内容を確認できる書類</li> </ul> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49 - 7016		



## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-20	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	地域生活支援事業利用者負担額の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業</p>		
手続きに必要な書類	自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■申請に必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑 <input type="checkbox"/>申請内容を確認できる書類</p> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49-7016		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-21(R2/5/15改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等	支援の種類	免除・猶予
実施区分(負担割合)	日本年金機構	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>R2.5.1から、新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の手続きが開始されます。</p> <p>■対象となる方 臨時特例による国民年金保険料免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。 ①R2.2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②R2.2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること</p> <p>■対象期間 R2.2月分以降(年度毎の申請が必要)</p> <p>■申請先 住民登録をしている市役所または年金事務所 ※詳しくは、日本年金機構のホームページ(<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html</a>)をご覧ください。</p>		
手続きに必要な書類	■国民年金保険料免除・納付猶予申請書など ■所得の申立書		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/corona-kokunen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/corona-kokunen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 市民課 国民年金係 TEL:24-1111(内線2133) 宇和島年金事務所 TEL:22-5344		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-22	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市営住宅家賃の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、家賃が支払えない状況にある方		
制度の内容	詳細については、以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 建築住宅課 管理係 TEL:49-7028		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-23(R2/8/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	電気・ガス料金の支払猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請されています(4月7日)。</p> <p>■お問合せ先 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。</p> <p>■電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf</a></p> <p>■ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf</a></p> <p>※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を5ヶ月繰り延べる当の措置が講じられています(R2.7.20)。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	御契約されている電気・ガス事業者		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-24(R2/4/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	水道料金の支払いの猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したなどの事情により、納入期限までに水道料金のお支払いが困難である方は、ご相談に応じます。 詳細については、宇和島市水道局お客さまセンターまでお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類があれば、ご提示ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/coronavirus-ryokin.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/coronavirus-ryokin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市水道局 業務課 TEL:22-5265 (宇和島市水道局お客さまセンター)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-25(R3/2/1新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	下水道・小規模下水道料金の支払い猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、下水道・小規模下水道料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したなどの事情により、納入期限までに下水道等使用料のお支払いが困難である方は、ご相談に応じます。</p> <p>■下水道使用料について 詳細については、市都市整備課までお問い合わせください。</p> <p>■小規模下水道使用料について 詳細については、市水産課までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類があれば、ご提示ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市都市整備課	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gesui/toshi10.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gesui/toshi10.html</a>	
	宇和島市水産課	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/23/silyoukibogesuidou-1.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/23/silyoukibogesuidou-1.html</a>	
お問い合わせ先	宇和島市都市整備課	TEL:24-1111 (内線2605)	
	宇和島市水産課	TEL:24-1111 (内線2742)	

### 3. 事業者の支援

番号	3-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	事業者		
制度の内容	<p>宇和島市は宇和島商工会議所に委託し、対策支援員を配置して、市内中小企業者等の経営相談に対応するほか、申請事務のサポートも行っております。資金繰りや助成制度の活用などお気軽にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■開設場所 宇和島商工会議所3階(宇和島市丸之内1丁目3番24号)</li> <li>■開設日時 週3日(月曜日・水曜日・金曜日) 午前9時～正午 午後1時～午後5時</li> <li>■電話番号 080-5531-5631(菊池)、080-5531-5725(山口)</li> <li>■支援内容 支援員2名を配置し、各種支援制度の案内や経営相談を実施</li> </ul> <p>※相談費用は無料 ※各種支援制度の申請受付窓口ではありません。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-keieisoudan.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-keieisoudan.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:24-1111(内線2768) 宇和島商工会議所 TEL:22-5555		

### 3. 事業者の支援

番号	3-02(R2/4/24改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	専門家による経営アドバイス	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	事業者		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象に緊急対応として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を下記のとおり設置し、土日祝日も相談を受け付けます。</p> <p>※医療に関する相談窓口ではありません。</p> <p>■場所:愛媛県よろず支援拠点(松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛1F)</p> <p>■日時:月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 10:00～17:00(来所相談は(完全予約制※):予約は前日の午後5時まで) 日・祝日 10:00～17:00(電話対応のみ)</p> <p>※電話相談窓口のため、対応中は電話が繋がりにくい場合がございます。</p> <p>■電話: 089-960-1131 ■E-mail:yorozu@ehime-iinet.or.jp</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	愛媛県よろず支援拠点 <a href="https://yorozu-ehime.com/">https://yorozu-ehime.com/</a>		
お問い合わせ先	愛媛県よろず支援拠点 TEL: 089-960-1131		



### 3. 事業者の支援

番号	3-03(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	持続化給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和3年2月15日(令和3年1月31日までに延長を申込した者に限る)
活用できる方	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者		
制度の内容	<p>感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。</p> <p>■ 給付額 法人：200万円 個人事業主：100万円 ただし、前年からの売上の減少分(計算式は以下のとおり)を超えないものとする。</p> <p>■ 減少分=(前年の総売上(事業収入))-(前年同月比▲50%月の売上×12か月) ※R2.1月からR2.12月のうち、R1年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただけます。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 通帳の写し(給付金振込み用) ■ 2019年度の確定申告書類の控え ■ 減収月の事業収入が分かる帳簿等 ■ 法人：法人番号 ■ 個人事業主：本人確認書類 ■ 申請方法：web上での申請が基本。</p>		
その他	-		
ホームページURL	中小企業庁 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a>		
お問い合わせ先	持続化給付金事業コールセンター TEL:0120-279-292 IP電話:03-6832-6631		

### 3. 事業者の支援

番号	3-04-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	中小企業者等応援給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月13日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上(事業収入)が前年同月比で30%以上減少している事業者(市内に事業所を有する個人または法人)		
制度の内容	<p>■給付額 一律10万円</p> <p>■以下の全てを満たした中小企業者等が対象</p> <p><input type="checkbox"/>2020年3月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続意思がある。</p> <p><input type="checkbox"/>2020年3月から2021年2月までの間で、前年比3割以上事業収入(売上)が減少した月(以下「対象月」という。)がある。</p> <p><input type="checkbox"/>2019年または2019年度の事業収入(売上)が120万円以上。 ※2019年1月から2020年3月までの間に創業した者については、売上月平均10万円以上。</p> <p><input type="checkbox"/>申請時に市税等を滞納していない。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■通帳の写し(給付金振込み用)</p> <p>■2019年度の確定申告書類の控え</p> <p>■対象月の事業収入が分かる帳簿等</p> <p>■法人:法人番号</p> <p>■個人事業主:本人確認書類</p> <p>■申請方法:郵送での申請が基本。(市役所本庁商工観光課、各支所産業建設係)での申請も可。</p>		
その他	<p>■事業者には、医療法人、農業法人、NPO法人等も含む。</p> <p>■国・公共法人、性風俗関連特殊営業および同営業に係る接客業務受託営業)、政治団体、暴力団・暴力団の構成員等、宗教団体、大企業等、公務員一般職等、他市町村同種給付金等受給資格者は含みません。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ouenkyuufu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ouenkyuufu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080		

### 3. 事業者の支援

番号	<u>3-04-02(新規)</u>	項目	<u>事業への支援</u>
制度の名称	<u>R3年度中小企業者等応援給付金</u>	支援の種類	<u>給付</u>
実施区分(負担割合)	<u>市(10/10)</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>○</u>
制度(申請)開始日	<u>令和3年4月1日</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年7月30日</u>
活用できる方	<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の年間事業収入が前年比で15%以上減少している事業者(市内に事業所を有する個人または法人)</u>		
制度の内容	<p>■<u>給付額</u> 一律10万円</p> <p>■<u>以下の全てを満たした中小企業者等が対象</u>  <input type="checkbox"/>2020年3月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続意思がある。  <input type="checkbox"/>2019年の年間事業収入と比較し、2020年の年間事業収入が15%以上減少している。  <input type="checkbox"/>2019年の年間事業収入が120万円以上。                  ※2019年2月から2020年3月までの間に創業した者については、事業収入月平均10万円以上。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■<u>通帳の写し(給付金振込み用)</u>                  ■<u>個人事業主:2019年・2020年の確定(住民税)申告書類の控え、本人確認書類(運転免許証等)</u>                  ■<u>法人:月別事業収入申立書、法人番号</u>                  ■<u>申請方法:市役所本庁商工観光課、各支所産業建設係での申請又は郵送での申請。</u>                  ※郵送での申請にご協力ください。                  ※上記以外にも、特例を用いる場合には追加書類が必要になります。</p>		
その他	<p>■<u>事業者には、医療法人、農業法人、NPO法人等も含む。</u>                  ■<u>国・公共法人、性風俗関連特殊営業および同営業に係る接客業務受託営業)、政治団体、暴力団・暴力団の構成員等、宗教団体、大企業等、公務員一般職等、他市町村同種給付金等受給資格者は含みません。</u></p>		
ホームページURL	<u>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/r3ouenkyuufu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/r3ouenkyuufu.html</a></u>		
お問い合わせ先	<u>宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080</u>		

### 3. 事業者の支援

番号	3-05(R2/5/15改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティネット保証4号・5号	支援の種類	資金繰り
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証4号 幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合</p> <p>■セーフティネット保証5号 特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 ※3月13日から、業暦3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和(過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高の比較等)</p> <p>■4号の対象地域及び5号の対象業種 □SN4号:3月2日に全都道府県が対象に指定されました。 □SN5号:5月1日に全業種が指定されました。また、5月15日に保証業務が見直され、公序良俗に反しない娯楽業(パチンコ、馬券場等)も保証の対象となりました。</p> <p>■御利用手続きの流れ 取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会に御相談ください。</p>		
手続きに必要な書類	取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会に御相談ください。		
その他	保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会		

### 3. 事業者の支援

番号	3-06(R2/5/15改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティ保証制度の認定(4号・5号)	支援の種類	証明の発行
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	■①市内に事業所を有する個人 ② 市内に事業所を有する法人		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証の認定を受けることで、一般保証とは別枠で信用保証協会の保証を利用することが可能。(4号保証割合100%、5号保証割合80%)</p> <p>■認定要件</p> <p>&lt;4号&gt;</p> <p>1.宇和島市において1年間以上継続して事業を行っていること。 2.災害の発生によって、災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ※業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和。</p> <p>&lt;5号&gt;</p> <p>(イ) 指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少していること。ただし、令和3年3月31日までは5%以上の減少に緩和。 ※1 今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性にかんがみ、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3か月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1か月の売上高とその後2か月間の売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。 ※2 業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和。</p> <p>(ロ) 指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格等に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		

その他	-
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/safetynet.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/safetynet.html</a>
お問い合わせ先	商工観光課 TEL:24-1111(内線2752)

### 3. 事業者の支援

番号	3-07	項目	事業への支援
制度の名称	危機関連保証	支援の種類	資金繰り
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	—	制度(申請)期限	—
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種(※)の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。</p> <p>※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会に御相談ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>(イメージ図)</p> </div>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
その他	—		
ホームページURL	中小企業庁 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm</a>		
お問い合わせ先	最寄の信用保証協会		

### 3. 事業者の支援

番号	3-08(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	信用保証付き融資における保証料・利子減免(新型コロナウイルス感染症対策資金(全国統一枠))	支援の種類	資金繰り
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・措置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。</p> <p>■対象要件 SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。</p> <p>①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る) …売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ</p> <p>②小・中規模事業者(①除く) …売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2 …売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ</p> <p>■資金用途: 運転資金・設備資金 ■融資上限: 6,000万円【担保】無担保 ■融資期間: 10年以内(うち据置期間5年以内) ■保証料補助割合: 1/2 または 10/10 ■融資利率: 年1.0%(当初3年間は、4年目以降は制度融資所定金利) ■既往債務の借換: 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
その他	<p>■取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行</p>		
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/20200228coronavirus.html">https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/20200228coronavirus.html</a>		
お問い合わせ先	愛媛県経営支援課 TEL:089-912-2481 愛媛県信用保証協会 TEL:089-931-2114		



### 3. 事業者の支援

番号	3-09(R3/2/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月17日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■利用いただける方                      新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方で次の①または②のいずれかに該当する方                      □最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方                      □業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー、スタートアップ企業を含む)など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方                      ・過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高                      ・令和元年12月の売上高                      ・令和元年10月から12月の売上高平均額</p> <p>■資金の使いみち 設備資金および運転資金                      ■融資限度額 中小事業6億円、国民事業8,000万円(別枠)                      ■利率(年) 基準金利。ただし、中小事業3億円、国民事業6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準金利                      ■返済期間 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) □運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)                      ■担保 無担保</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL:22-4766		

### 3. 事業者の支援

番号	3-10(R3/2/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	商工中金による危機対応融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月19日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■利用いただける方                      新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方で次の①または②のいずれかに該当する方                      □最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方                      □業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー、スタートアップ企業を含む)など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方                      ・過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高                      ・令和元年12月の売上高                      ・令和元年10月から12月の売上高平均額</p> <p>■資金の使いみち 設備資金および運転資金                      ■融資限度額 6億円                      ■利率(年) 当初3年間 基準金利▲0.9%(基準金利1.11%-0.9%=0.21%)                      4年目以降は基準金利                      ※基準金利は令和3年1月4日時点                      ■返済期間 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)                      運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)                      ■担保 無担保</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		

ホームページURL	商工中金 <a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html</a>
お問い合わせ先	商工組合中央金庫松山支店 TEL:089-921-9151

### 3. 事業者の支援

番号	3-11(R3/2/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス対策マル経	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月17日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルスの影響により、最近1ヶ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資金の使いみち                      運転資金、設備資金</li> <li>■ 担保・保証人                      無担保・無保証人</li> <li>■ 融資限度額                      別枠1,000万円</li> <li>■ 金利                      当初3年間 0.31%(令和3年1月4日現在)                      4年目以降 1.21%(令和3年1月4日現在)</li> </ul>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL:22-4766 宇和島商工会議所 TEL:22-5555 吉田三間商工会 TEL:52-2233 津島町商工会 TEL:32-2215		

### 3. 事業者の支援

番号	3-12(R3/2/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月17日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■融資対象 生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②いずれかに該当する方 ①最近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー、スタートアップ企業を含む)など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ・過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の売上高平均額</p> <p>■資金の使いみち 運転資金、設備資金</p> <p>■融資限度額 8,000万円(別枠)</p> <p>■貸付期間 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)</p> <p>■金利 当初3年間は基準金利▲0.9%(基準金利1.26%－0.9%＝0.36%) 4年目以降は基準金利(1.26%) ※金利は令和3年1月4日時点</p> <p>■金利引き下げ限度額 6,000万円</p>		

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長(注)が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合には不要)が必要となります。</li> <li>■ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。</li> <li>■資格審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。</li> </ul> <p>(注)組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。</p>
ホームページURL	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html</a>
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 宇和島支店 TEL:22-4766

### 3. 事業者の支援

番号	3-13(R3/1/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	衛生環境激変対策特別貸付(新型コロナウイルス)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年2月21日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること                     <ol style="list-style-type: none"> <li>最近1か月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること</li> <li>業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月(最近1か月を含みます。)の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</li> </ol> </li> <li>中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</li> </ol>	
	資金のお使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金	
	融資限度額	【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円	
	ご返済期間	7年以内<うち据置期間2年以内>	
	利率(年)	【基準利率】 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、【特別利率C】	
	お取扱期間	令和2年2月21日から令和3年3月31日まで(注1)	
	お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほか、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長(注2)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。	
	その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。	
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		

その他	<p>■お使用みち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。 資格審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。 (注)組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。</p>
ホームページURL	<p>日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html</a></p>
お問い合わせ先	<p>日本政策金融公庫 宇和島支店 TEL:22-4766</p>



### 3. 事業者の支援

番号	3-14(R2/12/1改訂)	項目	事業への支援																	
制度の名称	雇用調整助成金(特例措置)	支援の種類	助成金																	
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○																	
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	未定																	
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和2年4月1日～令和3年2月28日の期間に休業を実施した事業主(雇用維持を図るため労働者へ休業手当を支払う場合)																			
制度の内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 大企業      ② 中小企業者</p> <p>労使間の協定により、休業した所定労働日につき、 労働者の平均賃金の6割以上の休業手当を支払う</p> <p>休業の実施に伴い労働者の解雇等を行った</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>YES</td> <td>NO</td> <td>YES</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>休業手当の 3分の2を助成</td> <td>休業手当の 4分の3を助成</td> <td>休業手当の 5分の4を助成</td> <td>休業手当の 10分の10を助成</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> <p>【助成割合イメージ図(中小企業者)】</p> <p>宇和島市内の事業者は実質 企業負担ゼロ となる予定</p> <p>労働者の解雇を行った場合      休業手当額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 60%;">国 4/5 (8/10)</td> <td style="width: 20%;">県 1/10</td> <td style="width: 20%;">市 1/10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">労働者の解雇を行わない場合      (県・市の助成割合は調整中)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">国 10/10</td> </tr> </table> <p>雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合は 上記の助成に加えて手数料20万円を上限に宇和島市から追加支給</p> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">助成金交付手続きの流れ(オンライン申請も可能)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【申込みの主な要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>直近1ヶ月の売上が5%以上減少</li> <li>労使間の協定を休業前に締結</li> <li>雇用保険適用事業者</li> </ol> </div> </div>			YES	NO	YES	NO	休業手当の 3分の2を助成	休業手当の 4分の3を助成	休業手当の 5分の4を助成	休業手当の 10分の10を助成	国 4/5 (8/10)	県 1/10	市 1/10	労働者の解雇を行わない場合      (県・市の助成割合は調整中)			国 10/10		
YES	NO	YES	NO																	
休業手当の 3分の2を助成	休業手当の 4分の3を助成	休業手当の 5分の4を助成	休業手当の 10分の10を助成																	
国 4/5 (8/10)	県 1/10	市 1/10																		
労働者の解雇を行わない場合      (県・市の助成割合は調整中)																				
国 10/10																				
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。																			
その他	手続きに関する詳細については、以下のお問い合わせ先に御確認ください。																			
ホームページURL	厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>																			
お問い合わせ先	ハローワーク宇和島 TEL:22-8609																			

### 3. 事業者の支援

番号	3-15-01(終了)	項目	事業への支援															
制度の名称	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成金															
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○															
制度(申請)開始日	令和2年3月3日	制度(申請)期限	令和3年3月15日															
活用できる方	■ 国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主(教育訓練・出向によるものは対象外) 県内全域の事業所(新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。)																	
制度の内容	■ 休業手当総額の10分の1の額で、国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成(1事業所当たり年180万円を上限) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国支給率の区分</th> <th colspan="2">県助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2分の1</td> <td>国の支給決定金額の</td> <td>5分の1の額</td> </tr> <tr> <td>3分の2</td> <td>〃</td> <td>20分の3の額</td> </tr> <tr> <td>4分の3</td> <td>〃</td> <td>15分の2の額</td> </tr> <tr> <td>5分の4</td> <td>〃</td> <td>8分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-left: 20px;">                     ■ 助成割合イメージ                      <p>The diagram illustrates the contribution split for paid leave compensation (休業手当額) across four scenarios (① to ④):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①: 国 1/2, 県 1/10, 企業 2/5</li> <li>②: 国 2/3, 県 1/10, 企業 7/30</li> <li>③: 国 3/4, 県 1/10, 企業 3/20</li> <li>④: 国 4/5, 県 1/10, 企業 1/10</li> </ul> </div>			国支給率の区分	県助成金の額		2分の1	国の支給決定金額の	5分の1の額	3分の2	〃	20分の3の額	4分の3	〃	15分の2の額	5分の4	〃	8分の1の額
国支給率の区分	県助成金の額																	
2分の1	国の支給決定金額の	5分の1の額																
3分の2	〃	20分の3の額																
4分の3	〃	15分の2の額																
5分の4	〃	8分の1の額																
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。																	
その他	-																	
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/koronakoyouijijosei.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/koronakoyouijijosei.html</a>																	
お問い合わせ先	愛媛県産業人材室 TEL:089-912-2505																	

### 3. 事業者の支援

番号	3-15-02(R3/4/1新規)		項目	事業への支援															
制度の名称	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金		支援の種類	助成金															
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり		コロナウイルス対策による特例措置	〇															
制度(申請)開始日	令和3年4月1日		制度(申請)期限	二															
活用できる方	<p>■国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主(教育訓練・出向によるものは対象外)県内全域の事業所(新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。)</p>																		
制度の内容	<p>■休業手当総額の10分の1の額で、国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成(1事業所当たり年100万円を上限)</p> <p style="text-align: right;">■助成割合イメージ</p> <div style="text-align: center;"> <p>休業手当額</p> </div> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>国支給率の区分</th> <th colspan="2">県助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2分の1</td> <td>国の支給決定金額の</td> <td>5分の1の額</td> </tr> <tr> <td>3分の2</td> <td>〃</td> <td>20分の3の額</td> </tr> <tr> <td>4分の3</td> <td>〃</td> <td>15分の2の額</td> </tr> <tr> <td>5分の4</td> <td>〃</td> <td>8分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>				国支給率の区分	県助成金の額		2分の1	国の支給決定金額の	5分の1の額	3分の2	〃	20分の3の額	4分の3	〃	15分の2の額	5分の4	〃	8分の1の額
国支給率の区分	県助成金の額																		
2分の1	国の支給決定金額の	5分の1の額																	
3分の2	〃	20分の3の額																	
4分の3	〃	15分の2の額																	
5分の4	〃	8分の1の額																	
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。																		
その他	二																		
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouiiiiosei/koronakoyouiiiiose.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouiiiiosei/koronakoyouiiiiose.html</a>																		
お問い合わせ先	愛媛県経済労働部産業人材課 TEL:089-912-2505																		

### 3. 事業者の支援

番号	3-16(R3/4/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	小規模事業者持続化補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	制度の内容のとおり	制度(申請)期限	制度の内容のとおり
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p><b>【通常枠】</b>  <u>小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援</u>  <u>(補助上限50万円、補助率:2/3) 販路開拓等のための取組を支援</u>  <u>(以下募集予定)</u>  <input type="checkbox"/>第5回(一般型) 令和3年6月4日(金)    <input type="checkbox"/>第6回(一般型) 令和3年10月1日(金)  <input type="checkbox"/>第7回(一般型) 令和4年2月4日(金)    <input type="checkbox"/>第8回(一般型) 令和4年6月初旬頃  <input type="checkbox"/>第9回(一般型) 令和4年10月初旬頃    <input type="checkbox"/>第10回(一般型) 令和5年2月初旬頃(最終)</p> <p><u>通常枠に加え、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、低感染リスク型ビジネス枠が創設されました。</u></p> <p><b>【低感染リスク型ビジネス枠】</b>  <u>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても一部支援。</u>  <u>(補助上限100万円、補助率3/4)</u></p> <p><u>公募要領公表 令和3年3月31日(水)</u>  <input type="checkbox"/>第1回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和3年5月12日(水)  <input type="checkbox"/>第2回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和3年7月7日(水)  <input type="checkbox"/>第3回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和3年9月8日(水)  <input type="checkbox"/>第4回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和3年11月10日(水)  <input type="checkbox"/>第5回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和4年1月12日(水)  <input type="checkbox"/>第6回(低感染リスク型ビジネス枠) 令和4年3月9日(水)</p>		

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。
その他	-
ホームページURL	日本商工会議所 <a href="http://jizokukahojokin.info/">http://jizokukahojokin.info/</a> 全国商工会連合会 <a href="https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a> 中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト <a href="https://www.low-risk-jizokuka.jp/">https://www.low-risk-jizokuka.jp/</a>
お問い合わせ先	宇和島商工会議所 TEL:22-5555 吉田三間商工会 TEL:52-2233 津島町商工会 TEL:32-2215

### 3. 事業者の支援

番号	3-17(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)における新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書の発行	支援の種類	証明発行
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	終了(コロナ特別対応型については申請受付を終了しました)
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)</p> <p>小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)は、第5回受付締切(令和2年12月10日)を以て申請受付を終了したため、証明書の受付を終了しました。</p> <p>商工会議所・商工会で同補助金を申請するにあたり、下記条件に当てはまる場合は、補助金の概算払いを受けられます。</p> <p>■対象事業者であることの証明書を市役所商工観光課にて発行いたしますので、必要書類を提出してください。</p> <p>□対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.創業後3箇月以上1年未満・・・最近1箇月の売上が直前3箇月の売上平均比20%以上減の事業者</li> <li>2.創業後1年以上経過 ……最近1箇月の売上が前年同月の売上比20%以上減の事業者</li> </ol> <p>※創業後3箇月以上1年未満の場合は、直前3箇月の売上平均と比較可能。</p>		
手続きに必要な書類	<p>下記ア・イのいずれか</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明申請書</p> <p>イ 売上が20%以上減少したことがわかる既存の認定証等の写し</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/jizokuka-r1h.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/jizokuka-r1h.html</a>		
お問い合わせ先	商工観光課 TEL:24-1111(内線2752)		

### 3. 事業者の支援

番号	3-18(R3/3/19改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	支援の種類	助成金・支援金
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月18日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■支給対象者</p> <p><input type="checkbox"/>子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主</p> <p><input type="checkbox"/>子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者</p> <p>■対象となる子ども</p> <p><input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども  <small>※小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等</small></p> <p><input type="checkbox"/>①-③のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども</p> <p>①新型コロナウイルスに感染した子ども</p> <p>②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども</p> <p>③医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども</p> <p>■支給額</p> <p><input type="checkbox"/>労働者を雇用する事業主の方:有給休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10  <small>(一人当たり8,330円を支給上限。※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、支給上限15,000円)</small></p> <p><input type="checkbox"/>委託を受けて個人で仕事をする方:就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額)  <small>※令和2年4月1日以降の日については1日あたり7,500円(定額)</small></p> <p>■適用日</p> <p><input type="checkbox"/>令和2年2月27日～令和3年3月31日の間に取得した休暇※学校が開校する予定のなかった日等は除く。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		

ホームページURL	厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</a>
お問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL:0120-60-3999



### 3. 事業者の支援

番号	3-19(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策資金(県独自枠)	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>■融資対象者</p> <p>県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であつて、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を有する方</p> <p><input type="checkbox"/>セーフティネット保証4号:売上が前年同期比▲20%以上等の場合に利用可能(詳細は番号3-05参照)。</p> <p><input type="checkbox"/>セーフティネット保証5号:国が指定する業種(業績の悪化している業種)に属する事業を行っており、売上が前年同期比▲5%以上等の場合に利用可能(詳細は番号3-05参照)。</p> <p><input type="checkbox"/>危機関連保証:売上が前年同期比▲15%以上の場合に利用可能(詳細は番号3-07参照)。</p>		
制度の内容	<p>■融資条件</p> <p><input type="checkbox"/>資金用途:運転資金</p> <p><input type="checkbox"/>融資限度額:5,000万円(全国統一枠(番号3-08参照)とあわせて6,000万円)</p> <p><input type="checkbox"/>融資期間:7年以内(うち据置期間1年以内)</p> <p><input type="checkbox"/>融資利率:年1.00% →3年間は0%(令和3年3月31日までに融資実行したものは、県と市町からそれぞれ0.5%(計1.0%)の利子補給が受けられます。詳細は番号3-21参照)</p> <p><input type="checkbox"/>保証利率:年0.00%(保証料のご負担はありません。)</p> <p>※借換えについては、お問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	<p>■取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行</p> <p>※融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>		
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/20200228coronavirus.html">https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/20200228coronavirus.html</a>		
お問い合わせ先	愛媛県経営支援課 TEL:089-912-2481 愛媛県信用保証協会 TEL:089-931-2114		

### 3. 事業者の支援

番号	3-20-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>■国の「雇用調整助成金等」の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主(教育訓練口出向によるものは対象外)のうち、①宇和島市内に所在する事業所の事業主 ②市税等を完納しているもの</p>		
制度の内容	<p>■国の支給率に応じて下記のとおり助成(1事業者あたり上限額180万円)  <input type="checkbox"/>国の支給率が1/2である場合、国支給決定金額の1/5を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が2/3である場合、国支給決定金額の3/20を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が3/4である場合、国支給決定金額の2/15を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が4/5である場合、国支給決定金額の1/8を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が10/10である場合、上乗せなし                  ※上乗せ支給は市内に所在する事業所分のみ</p> <p>■雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼した場合は手数料を支給する(1事業者あたり上限額20万円)</p>		
手続きに必要な書類	<p>■宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書                  ■雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し                  ■雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し                  ■申請日現在で滞納がない証明書(納税・納付証明書)                  ■社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請に係る契約書等の写し                  ■社会保険労務士への手数料の支払いが確認できる書類                  ■宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金請求書</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-koyouiji.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-koyouiji.html</a>		
お問い合わせ先	商工観光課 TEL:24-1111(内線2768)		

### 3. 事業者の支援

番号	3-20-02(R3/4/1新規)	項目	事業への支援
制度の名称	令和3年度新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月1日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	<p>■国の「雇用調整助成金等」の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主(教育訓練口出向によるものは対象外)のうち、宇和島市内に所在する事業所の事業主</p>		
制度の内容	<p>■国の支給率に応じて下記のとおり助成(1事業者あたり上限額100万円)  <input type="checkbox"/>国の支給率が1/2である場合、国支給決定金額の1/5を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が2/3である場合、国支給決定金額の3/20を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が3/4である場合、国支給決定金額の2/15を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が4/5である場合、国支給決定金額の1/8を上乗せ  <input type="checkbox"/>国の支給率が10/10である場合、上乗せなし                  ※上乗せ支給は市内に所在する事業所分のみ</p> <p>■雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼した場合は手数料を支給する(1事業者あたり上限額20万円(消費税及び地方消費税除く))</p>		
手続きに必要な書類	<p>■宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書                  ■雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し                  ■雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し                  ■社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請に係る契約書等の写し                  ■社会保険労務士への手数料の支払いが確認できる書類                  ■宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金請求書</p>		
その他	<p>二</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-koyouiji.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/corona-koyouiji.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>商工観光課 TEL:24-1111(内線2737)</p>		

### 3. 事業者の支援

番号	3-21(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	県の「新型コロナウイルス感染症対策資金(災害関連対策資金)」を利用した中小企業者等のうち、 ①市内に住所及び事業所を有する個人 ② 市内に主たる事業所を有する法人 ③市税等を完納しているもの		
制度の内容	<p>■利子補給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>対象融資:愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金(「全国統一枠」での融資分は対象外)</li> <li><input type="checkbox"/>利子補給対象資金:5,000万円以内</li> <li><input type="checkbox"/>利子補給率:年1.0%以内</li> </ul> <p>ただし、R2.5.18からR3.3.31の期間は、愛媛県から利子補給が行われるため、愛媛県と宇和島市が半分(0.5%)ずつ補給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>利子補給期間:運転資金 3年</li> <li><input type="checkbox"/>その他:R2.4.6からR3.3.31に借り入れたものに限りです。</li> </ul> <p>■利子補給方法</p> <p>申請者へ交付する利子補給金を、市から直接金融機関へ交付し、金融機関から申請者へ適切な方法(利子免除または後日交付)で交付します。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇和島市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給承認申請書</li> <li>■同意書</li> <li>■金融機関との金銭消費貸借契約書の写し</li> <li>■利子補給の対象となる融資種別が確認できる書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/koronarisihokyu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/koronarisihokyu.html</a>		
お問い合わせ先	商工観光課 TEL:24-1111(内線2734)		

### 3. 事業者の支援

番号	3-22(R3/1/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	テレワークに関する情報提供	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。</p> <p>■テレワーク導入事例の紹介                  テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。                  テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	テレワーク総合ポータルサイト <a href="https://telework.mhlw.go.jp/">https://telework.mhlw.go.jp/</a> テレワーク相談センター <a href="https://www.tw-sodan.jp/index.html">https://www.tw-sodan.jp/index.html</a>		
お問い合わせ先	テレワーク相談センター(厚生労働省) TEL:0570-550348		

### 3. 事業者の支援

番号	3-23(終了)	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策テレワーク コース助成金(2次募集)	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和2年12月4日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象事業主 新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規(※)で導入する中小企業主(※試行的に導入している事業主も対象となります)</p> <p>■助成対象の取組  <input type="checkbox"/>テレワーク用通信機器(※)の導入・運用  <input type="checkbox"/>就業規則・労使協定等の作成・変更 等                  (※パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります。                  (購入費用は女性対象にはなりません。))</p> <p>■主な要件 事業実施期間中に  <input type="checkbox"/>助成対象の取組を行うこと  <input type="checkbox"/>テレワークを実施した労働者が1人以上いること</p> <p>■助成の対象となる事業の実施期間 R2.4.7から交付決定の日から起算して1か月を経過した日。 計画の事後提出を可能にし、4月7日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。</p> <p>■支給額  <input type="checkbox"/>補助率:1/2 <input type="checkbox"/>1企業当りの上限額:100万円</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	詳細につきましては、以下のホームページURL又はお問い合わせ先にて御確認ください。		
ホームページURL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html</a>		
お問い合わせ先	テレワーク相談センター(厚生労働省) TEL:0570-550348		

### 3. 事業者の支援

番号	3-24(R3/3/19改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	離職者緊急生活資金の融資対象者拡大	支援の種類	融資
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月16日	制度(申請)期限	-
活用できる方	<p>■ 離職後、求職活動を行っている者で、かつ、次の全てに該当する勤労者であった者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 県内に住所があり、1年以上在住</li> <li><input type="checkbox"/> 20歳以上65歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 離職前において、同一事業所に1年以上勤務</li> <li><input type="checkbox"/> 離職者の収入により生計を維持</li> <li><input type="checkbox"/> 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと</li> </ul> <p>■ 休業中の者で、かつ、次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 県内に住所があり、1年以上在住</li> <li><input type="checkbox"/> 20歳以上65歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 同一事業所に1年以上勤務</li> <li><input type="checkbox"/> 休業中の者の収入により生計を維持</li> </ul>		
制度の内容	<p>■ 融資条件</p> <p>離職や休業によって、本人又はその家族の生活に必要な資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 融資限度額: 100万円</li> <li><input type="checkbox"/> 融資期間: 5年以内(6ヵ月以内の元金返済据置可能)</li> <li><input type="checkbox"/> 融資利率: 年 0.3%</li> <li><input type="checkbox"/> 保証人: 保証期間の保証(離職者については連帯保証人が1名必要)</li> </ul> <p>※別途保証料(率)年 0.7 ~ 1.2%(令和2年5月29日~令和3年3月31日の融資については県全額負担)</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 借入申込書(四国労働金庫備付け)</li> <li>■ 住民票(住民票添付の際は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものをお願いします。)</li> <li>■ 雇用保険受給資格者証の写し</li> <li>■ 市町村県民税(所得・課税)証明書等主として当該離職者の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類</li> <li>■ 上記のほか、四国労働金庫が必要と認める書類</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申込先: 県内の四国労働金庫各支店</li> </ul>		

ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/documents/yuushitaisyousyakakudai.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/documents/yuushitaisyousyakakudai.pdf</a>
お問い合わせ先	四国労働金庫宇和島支店 TEL:22-0565 愛媛県 経済労働部 労政雇用課 TEL:089-912-2500



### 3. 事業者の支援

番号	3-25(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市中小企業者等応援事業 (新型コロナウイルス対策)	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月15日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	①市内に住所及び事業所を有する個人 ② 市内に主たる事業所を有する会社		
制度の内容	<p>■新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きく影響を受けている飲食業を中心とする市内の中小企業者等の事業継続を支援するため拡充等を実施</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策として、既存の補助メニュー(11種類)に下記の補助事業を新たに追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>12 テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業 (新規開始又は拡充の支援) 補助率3/4(補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>13 衛生対策事業 (来客者の衛生環境向上のための設備の整備及び店舗の改修等) 補助率3/4(補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>14 小規模事業者持続化事業 (国補助2/3の場合、市補助1/6、国補助3/4の場合、市補助1/8を上乗せ) 補助率1/6又は1/8(補助金上限額25万円)</li> <li><input type="checkbox"/>15 消毒対策事業 補助率3/4(補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>16 新生活様式対応商品開発等支援事業(県補助1/2の場合、市補助1/4を上乗せ) 補助率1/4(補助金上限額125万円)</li> </ul> <p>■下記事業の補助率を見直し(補助率UP)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>2 販路開拓事業の補助率を見直し(補助率1/2 → 3/4)</li> <li><input type="checkbox"/>5 ネットショップ事業の補助率を見直し(補助率1/2 → 3/4)</li> </ul>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	「12テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業」については、R2.3.2時点でテイクアウト・デリバリー・ドライブスルーを主な事業として行っていた事業者を対象外とする。		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ouenjigyoku-corona0901.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ouenjigyoku-corona0901.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 TEL:24-1111(内線2717)		

### 3. 事業者の支援

番号	3-26(R2/4/24新規)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市中小企業振興資金融資制度	支援の種類	融資・貸付
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>宇和島市では、中小企業者の健全な育成と振興を図るため融資制度を実施しています。完済後、要綱で定められた交付要件を満たしている場合、信用保証料および利子補給の補助制度を利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資金使途: 運転資金・設備資金</li> <li>■ 融資限度額: 500万円以内</li> <li>■ 融資期間: 60ヵ月以内</li> <li>■ 融資利率: 原則長プラ△0.3%※利率は長期プライムレートに連動します。</li> <li>■ 返済方法: 元金均等返済(据置期間3ヵ月以内)</li> <li>■ 信用保証料: 0.45~1.66%(企業の経営状態に応じて)</li> <li>■ 保証人: 個人企業: 原則不要 法人企業: 原則代表者1名</li> </ul>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取扱金融機関</li> <li>□伊予銀行 □愛媛銀行 □宇和島信用金庫 □香川銀行 □四国銀行 □高知銀行 □JAえひめ南</li> </ul>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinkoshikin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinkoshikin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島商工会議所 TEL:0895-22-5555 または各取扱金融機関		

### 3. 事業者の支援

番号	3-27(R3/4/1改訂)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市中小企業振興資金融資制度補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	宇和島市中小企業振興資金融資条例の規定に基づく融資制度の利用者		
制度の内容	<p>■補助制度について 宇和島市では、中小企業者の健全な育成と振興を図るため、宇和島市中小企業振興資金融資条例の規定に基づく融資制度の利用者に対し、愛媛県信用保証協会信用保証料及び貸付利子を補給する補助制度を実施しています。 利用者に対する補助金は、信用保証料と貸付利子分を合わせて1.85%以内で予算の範囲において交付します。ただし、信用保証料は0.85%以内、貸付利子分は1.00%以内としています。</p> <p>■補助率の引き上げ R2.4.1からR3.3.31までに借り入れたものについては、補助率の引き上げを行います。 信用保証料と貸付利子分を合わせて2.66%以内。ただし、信用保証料は1.66%以内、貸付利子分は1.00%以内とします。 <b>(補助率の引き上げについて、R3.3.31終了)</b></p> <p>■対象者について 利用者が以下の要件のいずれかに該当する場合は、補助制度の対象となりません。  <input type="checkbox"/> 融資金を借入当初の融資条件の期日内(毎月払込み期日後10日以内)に返済しなかった場合。ただし、利用者の死亡によりその相続人が借入当初の融資条件の最終弁済期日後90日以内に完済した場合は、この限りでない。  <input type="checkbox"/> 融資金を融資斡旋申込書に記載した目的以外に使用した場合  <input type="checkbox"/> 融資金の完済時に宇和島市内で営業していない場合かつ住居を有しない場合  <input type="checkbox"/> 補助金交付申請時に市税等を滞納している場合  <input type="checkbox"/> その他市長が補助金の交付が適当でないと認めた場合</p> <p>■補助対象要件の一部緩和 R2.3.2からR3.3.31の期間中に借入当初の返済条件を変更した場合、補助制度の対象。 <b>(補助対象要件の一部緩和について、R3.3.31終了)</b></p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinkoshikin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinkoshikin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 TEL:24-1111(内線2717)		

### 3. 事業者の支援

番号	3-28(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	えひめ版協力金パッケージ	支援の種類	協力金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	制度の内容のとおり (□10のみ受付中、□10以外は受付終了)
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応して3密回避の取組や、前向きに新たな事業活動を実施した事業者		
制度の内容	<p>■事業継承と経済活動回復への支援</p> <p>□10テレワーク導入推進支援事業費補助金(受付終了) ・支給額: 上限60万円(補助率1/6又は1/2) ・対象期間: 7/30-3/1 ・受付期間: 7/30-1/31</p> <p>□11新生活様式対応商品開発等支援補助金(受付終了) ・支給額: 上限250万円(補助率1/2) ・対象期間: 交付決定日-2月末 ・受付期間: 7/17-8/21</p> <p>□12県産品販売機会拡大支援事業費補助金(追加募集)(受付終了) ・最大30万円(補助率1/2) ・11/1/-2/28 ・受付期間: 9/7-10/16</p> <p>■新たなビジネスモデルの定着促進</p> <p>□13えひめ地域産業力強化支援事業費補助金(受付終了) ・支給額: 上限200万円(補助率3/4) ・対象期間: 8/6~1/31 ・受付機関: 8/11~9/8</p>		

	<p>■ 感染拡大防止に率先して取り組む事業者への支援</p> <p><input type="checkbox"/> 1 新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金(受付終了) ・支給額:5万円 ・対象期間:4/13-6/18 ・受付期間:5/1-7/31</p> <p><input type="checkbox"/> 2 県外客の宿泊予約延期等協力金(受付終了) ・支給額:5千円/人泊(上限15万円/施設) ・対象期間:5/1-5/31 ・受付期間:5/1-6/30</p> <p><input type="checkbox"/> 3-1 商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(混雑回避活動)(受付終了) ・支給額:10万円/グループ ・対象期間:5/1-5/31 ・受付期間:5/1-6/30</p> <p><input type="checkbox"/> 3-2 商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(啓発活動)(受付終了) ・支給額:10万円/組合 ・対象期間:5/20-6/30 ・受付期間:5/20-7/10</p> <p>■ 前向きに頑張る事業者への支援</p> <p><input type="checkbox"/> 4 新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金(受付終了) ・支給額:20万円(グループ加算有) ・対象期間:4/1-6/30 ・受付期間:5/1-6/30</p> <p><input type="checkbox"/> 5 愛媛県テレワーク推進協力金(受付終了) ・支給額:3千円以内/室*利用件数+3万円/事業者 ・対象期間:5/1-3/7 ・受付期間:5/1-2/8</p> <p><input type="checkbox"/> 6 新型コロナウイルス感染症対策医療関連物資等開発協力金(受付終了) ・支給額:上限100万円 ・対象期間:4/1-12/31 ・受付期間:5/1-6/30</p> <p>■ 創業間もない事業者への支援(受付終了)</p> <p><input type="checkbox"/> 7 えひめ版創業者持続化緊急給付金 ・支給額:法人50万円、個人事業者は25万円 ・対象期間:1/1-6/30 ・受付期間:5/1-6/30</p> <p>■ 新しい生活様式への転換促進</p> <p><input type="checkbox"/> 8 密接不可避業種感染予防対策推進事業者給付金(受付終了) ・支給額:5万円 ・対象期間:4/13-8/31 ・受付期間:7/8-8/31</p> <p><input type="checkbox"/> 9 新ビジネス定着促進給付金(受付終了) ・支給額:20万円 ・対象期間:6/19-9/30 ・受付期間:7/8-9/30</p>
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。
その他	-
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30100/sangyo/documents2.html">https://www.pref.ehime.jp/h30100/sangyo/documents2.html</a>
お問い合わせ先	愛媛県 経済労働部 産業政策課 TEL:089-912-2460 経済労働部 労政雇用課 TEL:089-912-2500

### 3. 事業者の支援

番号	3-29(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	【国】家賃支援給付金	支援の種類	給付金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月14日	制度(申請)期限	令和3年2月15日
活用できる方	5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。 法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。 個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象とします。		
制度の内容	<p>■ 給付額 申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が、給付されます。 (法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円)</p> <p>※詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	<p>■ 申請サポート窓口【宇和島会場】 □ 開設日: R2.7.15(水) □ 開設場所: パフィオうわじま 多目的室 (住所: 宇和島市鶴島町8番3号) □ 開設時間: 平日祝日ともに9時-17時</p> <p>※webサイトまたは電話にて事前に予約の上、来場ください。 ■ webサイト予約 : <a href="https://yachin-shien.go.jp/place/ys-213/index.html">https://yachin-shien.go.jp/place/ys-213/index.html</a> ■ 電話予約窓口【オペレーター対応】: 0120-150-413 電話予約受付時間: 平日、土日祝日ともに9時-18時</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/kuni-yachinshien.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/kuni-yachinshien.html</a> 国 <a href="https://yachin-shien.go.jp/index.html">https://yachin-shien.go.jp/index.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL: 49-7080 国 0120-653-930		

### 3. 事業者の支援

番号	3-30-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市中小企業者等家賃支援給付金	支援の種類	給付金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月14日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>宇和島市は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた中小企業者等(農林水産業含む)(※1※2)の方に対し、家賃支援給付金を給付いたします。</p> <p>■市内に事業所を有する(1)から(4)までのすべてを満たした中小企業者等(農林水産業含む)で、</p> <p>(※1)・・・医療法人、農業法人、NPO 法人等も含む。 (※2)・・・以下の者は含まない。(国・公共法人、性風俗関連特殊営業及び同営業に係る接客業務受託営業、政治団体、暴力団・暴力団の構成員等、宗教団体、大企業及びみなし大企業、公務員一般職等、他市町村同種給付金等受給資格者)</p> <p>(1)2020年3月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続意志がある。 (2)2020年3月から2021年2月までの間で、前年比3割以上事業収入(売上)が減少した月がある。 (3)2019年または2019年度の事業収入(売上)が120万円以上。(※3) (4)申請時に市税等を滞納していない。</p> <p>(※3)・・・2019年1月から2020年3月までの間に創業した者については、月平均10万円以上。</p>		
制度の内容	<p>■支給額 賃料等(※4)の3分の1、3カ月分(最大10万円。千円未満端数切り捨て)</p> <p>(※4)・・・申請日の前1か月内に支払った額を基準とする。 建物・土地の賃料(共益費及び管理費含む:一部条件あり)</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/yachinsien.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/yachinsien.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080		



### 3. 事業者の支援

番号	<a href="#">3-30-02(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">事業への支援</a>
制度の名称	<a href="#">R3年度中小企業者等家賃支援給付金</a>	支援の種類	<a href="#">給付</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">市(10/10)</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年4月1日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">令和3年7月30日</a>
活用できる方	<a href="#">R3年度中小企業者等応援給付金受給資格者で、2020年2月29日および申請日時点で有効な賃貸借契約に基づき、事業に係る宇和島市内の建物・土地の賃料等の負担のある事業者</a>		
制度の内容	<p><a href="#">■支給額 賃料等(※4)の3分の1、3カ月分(最大10万円。千円未満端数切り捨て)</a>  <a href="#">(※4)・・・申請日の前1か月内に支払った額を基準とする。</a>  <a href="#">事業に係る宇和島市内の建物・土地の賃料(共益費及び管理費含む:一部条件あり)</a></p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
その他	<a href="#">二</a>		
ホームページURL	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/r3yachinsien.html">宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/r3yachinsien.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080</a>		



### 3. 事業者の支援

番号	3-31(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	「食べて応援！うわじま30%OFFキャンペーン」	支援の種類	給付金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月23日	制度(申請)期限	令和2年8月22日
活用できる方	キャンペーン登録店で、店内飲食をした方		
制度の内容	<p>■割引対象 1会計(グループ)当たり、2,000円～50,000円(税込)が30%オフの対象となります。 ※50,000円(税込)を超える場合の割引額は一律15,000円(上限額) ※テイクアウト、デリバリーは対象外。</p> <p>■利用方法 □提出書類 利用当日に登録店でキャンペーン申込書に、氏名・住所・電話番号・利用人数を記入。(複数で利用の場合は代表者のみ記入) ※キャンペーン申込書に必要事項を記入頂けない場合には、割引の適用を受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>■登録店の募集 □募集期間:R2.7.1-R2.7.14。以後、随時受付。 ※登録店の要件を満たす必要があります。要件については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	利用当日に登録店でキャンペーン申込書に、氏名・住所・電話番号・利用人数を記入。(複数で利用の場合は代表者のみ記入)※キャンペーン申込書に必要事項を記入頂けない場合には、割引の適用を受けられませんので、ご注意ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島商工会議所 <a href="http://www.uwajima-cci.or.jp/topics/2197/">http://www.uwajima-cci.or.jp/topics/2197/</a> 宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/tabeteouen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/tabeteouen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島商工会議所 TEL:22-5555 宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080		

### 3. 事業者の支援

番号	3-32-1(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市地域とつながる商品券	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年10月1日	制度(申請)期限	令和3年2月28日(販売は終了)
活用できる方	宇和島市民(令和2年9月1日時点で住民基本台帳に記録されている方)		
制度の内容	<p>■購入限度額 1人あたり最大2冊(1冊あたり現金10,000円で商品券13,000円分)まで購入可能</p> <p>■商品券の種類 商品券1冊(13枚入り)には、2種類の券が入っています。 ※以下のとおり使用区分が分かれておりますので、ご注意ください。 ・共通券(8枚)・・・すべての取扱店で使用可 ・応援券(5枚)・・・大手のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター・家電量販店以外の取扱店で使用可</p> <p>■商品券販売期間 <input type="checkbox"/>一次販売:R2.9.18-R2.10.29(市内郵便局各局(30局)) <input type="checkbox"/>二次販売:R2.11.6(当日売り切れ)(宇和島・吉田・三間・津島郵便局(4局)) ※一次販売で売れ残りが生じたため二次販売を実施。二次販売は売り切れ次第終了。</p> <p>■商品券利用期間 R2.10.1-R3.2.28</p> <p>■取扱店の募集 <input type="checkbox"/>募集期間:R2.8.18-R2.9.8。以後、随時受付。 ※宇和島市内に事業所のある事業者(法人・個人は問いません) 詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p> <p>■商品券換金期間 R2.10.15-R3.3.15</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/premium2020.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/premium2020.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7080		

### 3. 事業者の支援

番号	<a href="#">3-32-02(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">事業への支援</a>
制度の名称	<a href="#">(第2弾)宇和島市地域とつながる商品券</a>	支援の種類	<a href="#">給付</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">制度の内容のとおり</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年5月20日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">令和3年10月31日</a>
活用できる方	<a href="#">宇和島市民(令和3年4月30日時点で住民基本台帳に記録されている方)</a>		
制度の内容	<p>■<a href="#">購入限度額</a> 1人あたり最大2冊(1冊あたり現金10,000円で商品券13,000円分)まで購入可能</p> <p>■<a href="#">商品券の種類</a> 商品券1冊(13枚入り)には、2種類の券が入っています。 ※以下のとおり使用区分が分かれていますので、ご注意ください。 ・共通券(7枚)・・・すべての取扱店で使用可 ・応援券(6枚)・・・①大手のスーパー、②ドラッグストア、③ホームセンター・④家電量販店以外の取扱店で使用可</p> <p>■<a href="#">商品券販売期間</a> □市内郵便局各局(30局):R3.5.20-R3.7.30(平日のみ) □宇和島商工会議所:R3.5.22(土)・23(日)の2日間のみ ※一次販売のみ。第1弾時に実施した二次販売は行いません。</p> <p>■<a href="#">商品券利用期間</a> R3.5.20-R3.10.31</p> <p>■<a href="#">取扱店の募集</a> □募集期間:R3.3.23-R3.4.13。以後、随時受付。 ※宇和島市内に事業所(店舗等)のある事業者(法人・個人は問いません) 詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p> <p>■<a href="#">商品券換金期間</a> R3.6.1-R3.11.15</p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
その他	<a href="#">二</a>		
ホームページURL	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/premium2020.html">宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/premium2020.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 商工観光課 商工係 TEL:49-7087		

### 3. 事業者の支援

番号	3-33(R3/4/1新規)	項目	事業への支援
制度の名称	宇和島市中小企業等新生活様式対応支援補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月1日	制度(申請)期限	令和4年2月28日(一部、令和4年3月31日)
活用できる方	①市内に住所及び事業所を有する個人 ② 市内に登録事項証明書における本店を有する法人(NPO法人等を含む)		
制度の内容	<p>■<u>新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けながらも、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた事業の強化を図る市内中小企業者等の事業継続を支援します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>1 販路開拓事業 補助率3/4 (補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>2 ネットショップ事業 補助率3/4 (補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>3 テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業 補助率3/4 (補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>4 衛生対策事業 補助率3/4 (補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>5 消毒対策事業 補助率3/4 (補助金上限額50万円)</li> <li><input type="checkbox"/>6 新生活様式対応商品開発等支援事業 ・県の補助率1/2の場合、市が1/4を上乗せ(補助上限額125万円) ・県の補助率2/3の場合、市が1/12を上乗せ(補助上限額125万円)</li> <li><input type="checkbox"/>7 キャッシュレス導入支援事業 定額2万円×事業所数(店舗数)(最大10万円)</li> <li><input type="checkbox"/>8 事業再構築促進事業 国の補助率2/3(中小企業一通常枠のみ)に、市が1/12を上乗せ(補助上限額50万円)</li> </ul> <p>※ <u>コロナ対策事業以外の各事業については、宇和島市中小企業等応援事業(補助金)にて事業者へ対する支援制度あり。</u></p>		
手続きに必要な書類	<u>以下のお問合せ先にご確認ください。</u>		

その他	<u>別制度として宇和島市中小企業者等応援事業(補助金)を参照してください。</u>
ホームページURL	<u>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinseikatuyousikitaio.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shinseikatuyousikitaio.html</a></u>
お問い合わせ先	<u>宇和島市 商工観光課 TEL:24-1111(内線2717)</u>

### 3. 事業者の支援

番号	3-34(R3/4/1新規)	項目	事業への支援
制度の名称	愛媛県新型コロナウイルス感染症対応 新ビジネスモデル展開促進事業(補助金)	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月6日	制度(申請)期限	令和3年7月30日
活用できる方	県内に事業所がある中小・小規模事業者及び個人事業者		
制度の内容	<p>ウイズコロナ・ポストコロナ時代の事業環境の変化に対応するため、中長期の視点に立った経営戦略に基づき、新たなビジネスモデルの展開に挑戦する意欲のある事業者を支援します。</p> <p><b>【対象者】</b> 県内に事業所がある中小・小規模事業者及び個人事業者</p> <p><b>【対象要件】</b> 経営計画に基づいて実施する新たなビジネスモデルの展開を目的とした事業費総額75万円(税抜)以上の事業</p> <p><b>【対象経費】</b> 機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金・旅費、設備処分費、委託費、外注費</p> <p><b>【補助率等】</b> 補助率:2/3以内 補助金額:50万円～100万円</p> <p><b>【補助対象事業実施期間】</b> 交付決定日～令和3年12月31日(金曜日)</p> <p><b>【申請方法】</b> 商工会・商工会議所を經由して補助金事務局に提出 ・1次締切:令和3年5月31日(月曜日) ・2次締切:令和3年7月30日(金曜日) ※愛媛県 経営支援課では申請を受け付けておりません。ご注意ください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他			
ホームページURL	・愛媛県 経営支援課 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30300/sinbiinesuhojykin/sinbusinesshojyo.html">https://www.pref.ehime.jp/h30300/sinbiinesuhojykin/sinbusinesshojyo.html</a> ・コロナ対応新ビジネスモデル補助金 <a href="https://ehime-sci.jp/pickup/1753/">https://ehime-sci.jp/pickup/1753/</a>		
お問い合わせ先	・愛媛県 経営支援課 089-912-2480 ・コロナ対応新ビジネスモデル補助金事務局(愛媛県商工会联合会内) 089-994-8316		

### 3. 事業者の支援

番号	3-35(R3/4/1新規)	項目	事業への支援
制度の名称	愛媛県新生活様式対応商品開発等支援事業(補助金)	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月5日	制度(申請)期限	令和3年5月21日
活用できる方	県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業者を構成員にもつ4社以上の連携体		
制度の内容	<p>愛媛県では、県内中小企業者等が行う「新しい生活様式の実践例」に対応した商品開発及び新たなビジネス展開に向けた取組みに必要な経費について補助することにより、新型コロナウイルス感染症に起因する社会環境の変化を好機へと変える中小企業者の前向きな取組みを促進し、中小企業者等の経営安定化や地域経済の活性化を図ることを目的として、「令和3年度愛媛県新生活様式対応商品開発等支援事業」を実施します。</p> <p><u>1 補助対象者</u> 県内に主たる事業所を有する中小企業者 または中小企業者を構成員にもつ4社以上の連携体</p> <p><u>2 補助対象事業</u> 新型コロナウイルス感染症「新しい生活様式の実践例」に対応する次の取組を行う事業を対象とします。 (1)高付加価値加工食品の開発に係る事業 (2)高付加価値の消毒用商品等の衛生の維持を目的とした商品の開発に係る事業 (3)巣ごもり商品・サービスの開発に係る事業 (4)インターネット・スマートフォンアプリを活用したサービスの開発に係る事業 (5)その他知事が必要と認める事業</p> <p><u>3 対象経費</u> 機械装置・工具器具費、試作開発費、委託費、市場調査費、産業財産権等関連経費、 原材料費、その他必要と認める経費</p> <p><u>4 補助率及び補助限度額等</u> ・一般枠 補助率2分の1以内 補助上限 250万円 ・連携体枠 補助率3分の2以内 補助上限1,000万円</p> <p><u>5 募集期間</u> 令和3年4月5日(月曜日)～5月21日(金曜日)※期間内に必着</p> <p><u>6 補助対象期間</u> 原則として交付決定日から令和4年2月28日までとします</p>		

手続きに必要な書類	=
その他	=
ホームページURL	<u>愛媛県 経営支援課 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30300/sinseikatu/semina.html">https://www.pref.ehime.jp/h30300/sinseikatu/semina.html</a></u>
お問い合わせ先	<u>愛媛県 経営支援課 089-912-2484</u>



### 3. 事業者の支援

番号	3-36(R3/4/1新規)	項目	事業への支援
制度の名称	愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業(新成長ものづくり補助金)	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月1日	制度(申請)期限	令和3年4月30日
活用できる方	県内に本社を有する中小企業者等		
制度の内容	<p>愛媛県では、県内において新たな事業を開始しようとする中小企業者等に対して、独創的で実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発(市場調査を含む)に必要な経費を補助することにより、県内産業の牽引役となる成長企業を創出することを目的として、「新成長ものづくり企業等総合支援事業(新成長ものづくり補助金)」を実施します。</p> <p><u>1.対象者</u> 高い技術力や独自の技術、ノウハウ等を有し、県内に本社を有する企業で、以下のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業を含む)、中小企業者等のグループ 県外の者については、県内に事業拠点を設け、県内で新たに事業を開始しようとするものを対象とする。</p> <p>(1)ニッチ市場で、シェアトップになるような企業 (2)新しい産業分野やビジネス形態で、全国的なモデルとなるような企業 (3)将来株式上場を目指すベンチャー企業中小企業者</p> <p><u>2.対象事業</u> 独創的で実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発(市場調査を含む)に関するもので、次のいずれかに該当する分野 (1)高機能素材、(2)AI・IoT、(3)機能性表示食品、(4)(1)～(3)以外のものづくり (5)情報サービス、(6)環境、(7)ヘルスケア、(8)新型コロナウイルス感染症対策</p> <p><u>3.対象経費</u> 原材料費、構築物費、機械装置・工具器具費、技術指導受入費、外注加工費、委託研究費、市場調査費、人件費(補助金額の1/3以内)</p> <p><u>4.補助率</u> 補助対象経費の3分の2以内</p> <p><u>5.補助限度額</u> 一般枠 10,000千円、小規模枠 2,500千円</p>		

手続きに必要な書類	—
その他	
ホームページURL	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h30800/giutsushinko/hojokinsetumeikai.html">愛媛県 産業創出課 <u>https://www.pref.ehime.jp/h30800/giutsushinko/hojokinsetumeikai.html</u></a>
お問い合わせ先	<a href="tel:089-912-2482">愛媛県 産業創出課 <u>089-912-2482</u></a>

### 3. 事業者の支援

番号	<u>3-37(R3/4/1新規)</u>	項目	<u>事業への支援</u>
制度の名称	<u>愛媛県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度</u>	支援の種類	<u>支援</u>
実施区分(負担割合)	<u>制度の内容のとおり</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>二</u>
制度(申請)開始日	<u>令和3年4月7日</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年5月7日</u>
活用できる方	<u>県内に事業所を有する中小企業者等</u>		
制度の内容	<p><u>愛媛県では、ベンチャー企業等の販路開拓を支援し、育成を図るため、地方自治法施行令の「特定随意契約制度」を活用し、平成18年度から認定制度を実施。</u></p> <p><u>この制度は、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品について、県が随意契約により優先的に購入する道を開くほか、知事の認定書の交付や県のホームページでの公表により、認定を受けた者やその新商品のPRを図るもので、令和3年度においても、以下の日程で認定希望企業の募集を行います。</u></p> <p><u>募集期間 令和3年4月7日(水曜日)～令和3年5月7日(金曜日)</u></p> <p><u>申請方法 「新商品生産による新事業分野開拓者認定申請書」(様式第1号)および「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」(様式第2号)に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参または郵送により申請してください。 (申請書等を郵送される場合、当日の消印有効)</u></p>		
手続きに必要な書類	<u>—</u>		
その他			
ホームページURL	<u>愛媛県 産業政策課 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30100/renkeisien/shinsyouthinnintei2021/2021shinsyouthinnintei.html">https://www.pref.ehime.jp/h30100/renkeisien/shinsyouthinnintei2021/2021shinsyouthinnintei.html</a></u>		
お問い合わせ先	<u>愛媛県 産業政策課 スゴ技グループ 089-912-2473</u>		

### 3. 事業者の支援

番号	<a href="#">3-38(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">事業への支援</a>
制度の名称	<a href="#">一時支援金</a>	支援の種類	<a href="#">給付</a>
実施区分(負担割合)	二	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">〇</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年3月8日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">令和3年5月31日</a>
活用できる方	<p><a href="#">緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上がR1年比またはR2年比で、R3年の1月、2月、または3月の売上が50%以上減少した中堅・中小事業者</a></p> <p><a href="#">※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。</a></p>		
制度の内容	<p>■ <a href="#">支給額(上限額)</a>  <a href="#">中小法人等 60万円・個人事業者等 30万円</a></p> <p>■ <a href="#">対象期間</a>  <a href="#">R3年1月～3月</a></p> <p>■ <a href="#">対象月</a>  <a href="#">対象期間から任意に選択した月</a></p> <p>■ <a href="#">給付額の計算方法</a>  <a href="#">前年又は前々年の対象期間の合計売上 - R3年の対象月の売上 × 3ヶ月</a></p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
その他	二		
ホームページURL	<a href="#">経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">一時支援金事務局相談窓口 TEL:0120-211-240 IP電話:03-6629-0479</a>		

### 3. 事業者の支援

番号	<a href="#">3-39(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">事業への支援</a>
制度の名称	<a href="#">中小企業等事業再構築促進事業補助金</a>	支援の種類	<a href="#">補助金</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">制度の内容のとおり</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">〇</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年4月15日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">二</a>
活用できる方	<a href="#">制度の内容のとおり</a>		
制度の内容	<p><b>【対象】</b></p> <p>1.申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。</p> <p>2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。</p> <p>3.補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。</p> <p>※1. 中小企業(卒業枠):400社限定。計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。</p> <p>※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠):100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。</p> <p>①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。</p> <p>②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。</p> <p>③グローバル展開を果たす事業であること。</p> <p><b>【補助金額・補助率】</b></p> <p>1.中小企業(通常枠) 100万円以上6,000万円以下・2/3</p> <p>2.中小企業(卒業枠) 6,000万円超～1億円以下・2/3</p> <p>3.中堅企業(通常枠) 100万円以上8,000万円以下・1/2(4,000万円超は1/3)</p> <p>4.中堅企業(グローバルV字回復枠) 8,000万円超～1億円以下・1/2</p> <p>※制度内容の詳細については、以下のホームページ等で御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
その他	<a href="#">二</a>		
ホームページURL	<a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html">経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088 IP電話:03-4216-4080</a>		

### 3. 事業者の支援

番号	<u>3-40(R3/4/1新規)</u>	項目	<u>事業への支援</u>
制度の名称	<u>ものづくり補助金</u>	支援の種類	<u>補助金</u>
実施区分(負担割合)	<u>制度の内容のとおり</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>○</u>
制度(申請)開始日	<u>令和3年4月15日</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年5月13日</u>
活用できる方	<u>事業者(中小企業者、小規模事業者等)</u>		
制度の内容	<p><u>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。</u></p> <p><u>対象 中小企業・小規模事業者 等</u></p> <p><u>補助上限 原則1,000万円</u>  <u>補助率【通常枠】 補助率:中小1/2、小規模2/3</u>  <u>【低感染リスク型ビジネス枠】 補助率2/3</u></p> <p><u>想定される活用例</u>  <u>(通常枠)</u>  <u>・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する。</u>  <u>・「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入する。</u></p> <p><u>(低感染リスク型ビジネス枠)</u>  <u>・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する</u></p> <p><u>公募スケジュール</u>  <u>6次締切(通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通)</u>  <u>申請開始 令和3年4月15日(木)～申請締切 令和3年5月13日(木)</u></p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	<u>ものづくり補助金事務局 <a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a></u> <u>中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト <a href="https://seisansei.smri.go.jp/">https://seisansei.smri.go.jp/</a></u>		
お問い合わせ先	<u>経済産業省 ものづくり補助金事務局 050-8880-4053</u> <u>中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター 03-6837-5929</u>		

### 3. 事業者の支援

番号	<u>3-41(R3/4/1新規)</u>	項目	<u>事業への支援</u>
制度の名称	<u>IT導入補助金</u>	支援の種類	<u>補助金</u>
実施区分(負担割合)	<u>制度の内容のとおり</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>○</u>
制度(申請)開始日	<u>令和3年4月7日</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年5月14日</u>
活用できる方	<u>事業者(中小企業者、小規模事業者等)</u>		
制度の内容	<p><u>ITツール導入による業務効率化等を支援。</u></p> <p><u>対象 中小企業・小規模事業者 等</u></p> <p><u>補助額 30～450万円</u> <u>※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円</u></p> <p><u>補助率 ・通常枠 1/2</u> <u>・低感染リスク型ビジネス枠 2/3</u></p> <p><u>想定される活用例</u> <u>・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する</u></p> <p><u>公募スケジュール(通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通)</u> <u>申請開始 令和3年4月7日(水)</u> <u>一次締切 令和3年5月14日(金)</u></p> <p><u>※7月に2次締切を設け、それ以降も申請状況を踏まえて締切を設定予定。</u></p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	<u>サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a></u>		
お問い合わせ先	<u>経済産業省 サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 0570-666-424</u>		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業セーフティネット資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 主業農林漁業者等※1であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件(R2.9.18現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資金使途:新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経営の再建に必要な資金(運転資金)</li> <li><input type="checkbox"/> 借入限度額:(一般):1,200万円 (特認 ※2):年間経費等の12/12以内</li> <li><input type="checkbox"/> 償還期限:15年以内(据置期間3年以内)</li> <li><input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 ※3 6年目移行の金利については所定の金利となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化</li> </ul> <p>※1主業農林漁業者とは 個人:農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人:農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>※2 簿記記帳を行っている場合 ※3 林業者については、貸付当初10年間無利子化</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html</a>		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371 漁業者は愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島支所 TEL:22-1232		





#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-03(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	経営体育成強化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等(主業農業者※1、認定新規就農者、集落営農組織など)であって経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者。農業者等(主業農業者※1、認定新規就農者、集落営農組織など)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>■借入条件  <input type="checkbox"/> 資金用途:経営改善に係る長期資金(負債整理を含む)  <input type="checkbox"/> 借入限度額:個人:1.5億円                            法人: 5億円  <input type="checkbox"/> 償還期限:25年以内(据置期間3-10年以内)  <input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。  <input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化</p> <p>※1 主業農業者とは            個人:農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方            法人:農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html</a>		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-04(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※1、集落営農組織など)であって、経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者。農業者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※1、集落営農組織など)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>■借入条件  <input type="checkbox"/> 資金使途: 農業経営の改善のために必要な農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金  <input type="checkbox"/> 借入限度額: 個人: 1,800万円 法人: 2億円 ※2  <input type="checkbox"/> 償還期限: 7-20年以内(うち据置期間2-7年以内)  <input type="checkbox"/> 借入金利: 貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。  <input type="checkbox"/> 担保: 実質無担保化  <input type="checkbox"/> 保証: 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を当初5年間免除</p> <p>※1 主業農業者                  個人: 農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方                  法人: 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>※2 集落営農組織は融資率上限80%</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/nougyokindaikasikin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/nougyokindaikasikin.html</a>		
お問い合わせ先	取扱金融機関(JAえひめ南 Tel:22-8111(代表)、銀行、信用金庫等)		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-05(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	JA	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農業者等(組合員・准組合員の資格が必要)</p> <p>■借入条件(R2.3.30現在)</p> <p><input type="checkbox"/> 資金用途:新型コロナウイルス感染症の影響による生産量の低下や販売数量の減少等より生じた農畜産物等の損失額その他、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた費用で農業経営の維持においてJAが必要と認めた資金</p> <p><input type="checkbox"/> 借入限度額:個人:10万円以上500万円以内 法人:10万円以上1,000万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> 償還期限:7年以内(据置期間3年以内)</p> <p><input type="checkbox"/> 借入金利:年0.600%(貸付当初5年間実質無利子化)</p> <p><input type="checkbox"/> 保証:愛媛県農業信用基金協会への実質保証料免除</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/jakoronataisakusikin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/jakoronataisakusikin.html</a>		
お問い合わせ先	JAえひめ南本所 TEL:22-8111(代表)		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-06	項目	相談支援
制度の名称	畜産の経営に関すること	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	畜産家		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足、流通の滞り等の相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間 □平日 8時30分～17時15分</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市農林課 TEL:24-1111(内線2812) 南予家畜保健衛生所宇和島支所 TEL:22-1294		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-07(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	漁業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等(個人・法人)であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認書で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資金使途:5号資金(愛媛県では6号資金:種苗購入・育成)</li> <li><input type="checkbox"/> 借入限度額:養殖業者:9千万円(個人)、3億6千万円(法人)</li> <li><input type="checkbox"/> 償還期限:5年以内(据置期間2年以内)</li> <li><input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化</li> <li><input type="checkbox"/> 保証:保証料当初5年間免除</li> </ul>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	水産庁 <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html</a>		
お問い合わせ先	愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島支所 TEL:22-1232		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-08(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	高収益作物次期作支援交付金	支援の種類	交付金
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月8日 令和2年12月7日(運用見直し後)	制度(申請)期限	令和2年7月22日 令和2年12月11日(運用見直し後)
活用できる方	<p>■R2.2月から4月の間に高収益作物(野菜、花き、果樹、茶等)について、出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者(出荷実績、または廃棄等が確認できる書類が必要) ※加工品を含む。米・麦・大豆等土地利用型作物は対象外。</p> <p>■収入保険、農業共済、野菜価格安定対策等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者</p> <p>■令和3年度末までに高収益作物の作付面積拡大を目指すこと(果樹・茶等永年性作物は現状面積維持でも可) 【運用見直し】</p> <p>■前年同時期と比較して減収となった品目がある生産者に限定 【追加措置】</p> <p>■「運用見直し」により交付金が交付されなくなる又は減額になる生産者であって、既に次期作に向けて機械や資材に投資を行うなど、積極的な取組を行った生産者</p>		
制度の内容	<p>■次期作に前向きに取り組む生産者への支援</p> <p>□10a当たり5万円(中山間地域は1割加算) □施設で栽培される花き・大葉・わさび:10a当たり80万円</p> <p>□施設で栽培されるマンゴー・おうとう・ぶどう:10a当たり25万円</p> <p>※加温装置または灌水装置がある施設(雨よけハウスは除く。)</p> <p>■需要促進に取り組む生産者への支援</p> <p>□10a当たり2万円(中山間地域は1割加算)</p> <p>■厳選出荷に取り組む生産者への支援</p> <p>□1人1日当たり2,200円</p> <p>【運用見直し】</p> <p>■交付額の減額(前年同時期と比較し減収となった品目の減収額と、減収となった品目の作付面積に10a当たり5.5万円を乗じて算出した金額のうち低い額を交付申請額とする。)</p> <p>■厳選出荷に取り組む生産者への支援として1人1日当たり2,200円、90日を上限とする。</p> <p>【追加措置】</p> <p>4月30日から10月30日までの間に、新たに機械・施設を整備した取得費や資材等の使用量増加分に係る経費等について運用見直しによる減額分を上限として支援する。</p>		

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。
その他	-
ホームページURL	-
お問い合わせ先	宇和島市 農林課 TEL:24-1111(内線2816・2813・2804)



#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-09(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業施設資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>1 農業を営む者 2 農業協同組合、土地改良区等</p> <p>■借入条件</p> <p><input type="checkbox"/> 資金用途: 施設整備等に必要の長期資金</p> <p><input type="checkbox"/> 借入限度額: 主務大臣指定施設 原則負担額の80%(但し、資金用途によって上限額あり) 共同利用施設 負担額の80%</p> <p><input type="checkbox"/> 償還期限: 主務大臣指定施設 原則15年(うち据置期間3年)以内 共同利用施設 原則20年(うち据置期間3年)以内</p> <p><input type="checkbox"/> 借入金利: 貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shisetsushikin.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shisetsushikin.html</a>		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-10(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農業経営負担軽減支援資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 負債の償還が困難となっている農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資金用途: 営農負債の借換え</li> <li><input type="checkbox"/> 貸付限度額: 営農負債の残高</li> <li><input type="checkbox"/> 償還期間: 10年以内(うち据置期間3年以内)</li> <li><input type="checkbox"/> 貸付利率: 貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 担保: 実質無担保化</li> <li><input type="checkbox"/> 保証: 農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除</li> </ul>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/coronagrisikin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/coronagrisikin.html</a> 国 <a href="https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/1_0643.html">https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/1_0643.html</a>		
お問い合わせ先	取扱金融機関(JAえひめ南 Tel:22-8111(代表)、銀行、信用金庫等)		

#### 4. 農林水産業者の支援

番号	4-11(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	経営継続補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	制度開始日:令和2年5月14日 申請開始日:令和2年6月29日	制度(申請)期限	申請期限:令和2年7月29日
活用できる方	農林漁業を営む個人又は法人 ※常時従業員数が20人以下であること		
制度の内容	<p>■補助対象経費及び補助率</p> <p>(1)1~3のいずれかを含む経営の継続に関する取組に要する経費 【補助率:3/4 補助上限額100万円。共同申請の場合最大1,000万円】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.国内外の販路の回復・開拓</li> <li>2.事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換</li> <li>3.円滑な合意形成の促進等</li> </ol> <p>(2)感染拡大防止の取組に要する経費【補助率:定額 補助上限額50万円。共同申請の場合最大500万円】 ※注・(1)の経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要あり。</p> <p>■交付対象期間 令和2年5月14日から令和2年12月末日(期間内に完了しない取組は対象外)</p> <p>■申請方法~補助金交付の流れ 農林漁業者が支援機関のサポート(※必須)を受け、経営計画を策定し補助金事務局(全国農業会議)へ提出。審査の後採択となれば取組を実施。完了後実績報告を行い、補助金交付を受ける。</p> <p>■支援機関 農協、森林組合、漁協、農業経営サポートセンター、愛媛県各地方局地域農業育成室 等</p> <p>■留意点 本事業は給付金ではなく、一定の行為に対して補助するものであるため、自己負担が発生する。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	農業者の支援機関はJA組合員はJAえひめ南、それ以外の方は南予地方局産業振興課地域農業育成室が窓口		
ホームページURL	農林水産省 <a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html</a>		
お問い合わせ先	農林水産省経営局経営政策課 TEL:03-6744-0576		

## 5. 各種相談等

番号	5-01	項目	相談支援
制度の名称	電話再診による処方箋の発行	支援の種類	処方箋の発行
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月9日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	慢性疾患等を有する定期受診患者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症患者の全国的な増加に伴い、厚生労働省より電話再診による処方箋発行を認める通知が出されました。患者さま等の安全と感染拡大防止を考え、当市でも電話再診による処方箋発行を開始しました。</p> <p>■注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医師の判断(検査が必要等)により、来院していただく必要がある場合があります。</li> <li><input type="checkbox"/> 電話再診をご希望の方は、原則、予約日の1週間前から予約日前日の13時～16時の間までに各科外来受付にお電話ください。</li> </ul> <p>■電話再診のながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 患者さま等から各科外来受付に電話(かかりつけ薬局をお教えてください)。</li> <li><input type="checkbox"/> 当院医師から電話し診察(電話再診)。 ※原則、予約日に電話いたします。</li> <li><input type="checkbox"/> 当院から処方箋をかかりつけ薬局へ送付。</li> <li><input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の原則翌日以降に、かかりつけ薬局へ取りに行く。</li> <li><input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の翌日以降、当院でお支払い。</li> </ul> <p>※電話再診による処方箋の発行を実施している医療機関については、各医療機関に御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	各医療機関にお問い合わせください。		
その他	-		
ホームページURL	市立宇和島病院 <a href="https://www.uwajima-mh.jp/info/other/17333">https://www.uwajima-mh.jp/info/other/17333</a>		
お問い合わせ先	各医療機関にお問い合わせください。		

## 5. 各種相談等

番号	5-02(R3/1/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	愛媛県新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月5日	制度(申請)期限	-
活用できる方	県民		
制度の内容	<p>愛媛県消費生活センターでは、県民からの新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談に適切に対応するため、R2.3.5(木)から相談受付時間を延長しておりましたが、R2.6.19から通常の受付時間での対応となっております。</p> <p>■R2.6.19(金)以降 □通常の受付時間 月・火・木・金曜日 9時～17時、水曜日9時～19時(土日・祝日を除く) なお、来所相談については、感染防止対策を講じたうえで、予約制により対応しております。</p> <p>■感染防止対策 三密を回避、手指の消毒、マスクの着用を徹底 ただし、 「発熱、咳、下痢など体調不良の方」は、来所相談をお控えいただき、電話または文書(郵便、FAX、Eメール)でのご利用をお願いします。</p> <p>※土日・祝日は、 全国消費者ホットライン188(いやや)におかけいただくと、 国民生活センターに(受付時間: 10時～16時)つながります。</p>		
手続きに必要な書類			
その他	詳しくは、以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
ホームページURL	愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/ecc/contact/madoguti.html">https://www.pref.ehime.jp/ecc/contact/madoguti.html</a>		
お問い合わせ先	愛媛県消費生活センター TEL:089-925-3700		

## 5. 各種相談等

番号	5-03	項目	相談支援
制度の名称	司法書士による新型コロナウイルス無料相談	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルスにより生活に困っている方		
制度の内容	<p>日本司法書士会連合会は、新型コロナウイルスにより生活に困っている方々への支援として、電話相談及びMicrosoft Teams(※)によるWEB面談相談を実施しております。</p> <p>■電話相談フリーダイヤル:0120-315199</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受付時間:平日11:00~17:00</li> <li><input type="checkbox"/> 実施期間:R2.4.1(水)~当面の間(予定)</li> <li><input type="checkbox"/> 全国の司法書士会の電話相談員につながります</li> </ul> <p>■WEB面談相談 予約先アドレス:sodan@nisshiren.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受付時間:平日14:00~17:00</li> <li><input type="checkbox"/> 実施期間:R2.4.1(水)~当面の間(予定)</li> <li><input type="checkbox"/> 実施方法:Microsoft Teamsを利用しての面談相談とし、1回あたり30分程度を予定</li> <li><input type="checkbox"/> 全国の司法書士会のWEB面談相談員につながります</li> <li><input type="checkbox"/> 予約から当日までの流れ             <ol style="list-style-type: none"> <li>①メールによる事前予約が必要です。氏名・希望日時を明記し、上記アドレスへメールをお送りください。 ※この段階では予約完了していません。</li> <li>②予約確定メールが届きますので、面談日時をご確認ください。</li> <li>③面談当日になりましたら、①でお送りいただいたメールアドレスへ、相談員より面談するためのリンクを掲載した招待メールをお送りいたします。</li> <li>④面談時間になりましたら、③のリンクをクリックし、面談を開始してください。</li> </ol> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	日本司法書士会連合会 <a href="https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/topics/info_list/50542/">https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/topics/info_list/50542/</a>		
お問い合わせ先	日本司法書士会連合会 TEL:0120-315199		

## 5. 各種相談等

番号	5-04(R3/1/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	SNS心の相談	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、チャット形式で相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間 月・火・木・金・日 17時～22時30分(22時まで受付) 水 11時～16時30分(16時まで受付)</p> <p>※なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい方は都道府県等が設置している電話相談窓口、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、各都道府県が開設している「受診相談センター」にご相談下さい。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	厚生労働省 <a href="https://lifelinksns.net/">https://lifelinksns.net/</a>		
お問い合わせ先	厚生労働省 TEL:03-5253-1111(代表)		

## 5. 各種相談等

番号	5-05	項目	相談支援
制度の名称	布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月26日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>■電話相談窓口の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 問い合わせ先 布製マスクの配布に関する電話相談窓口 0120-829-178</li> <li><input type="checkbox"/> 相談受付時間 午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)</li> <li><input type="checkbox"/> 設置日時 R2.3.26(木) 午前9時より</li> <li><input type="checkbox"/> 相談内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者、利用者等からの布製マスクの配布に関する問い合わせについては、上記相談窓口をご利用いただきますようお願いいたします。</li> <li>・布製マスクの配布については、既に作成済みのリストに基づき、マスクを確保次第、順次送付しております(マスクの配布について施設・事業者の方からの申請は不要です。)</li> <li>・マスクが届いていない旨のお問い合わせにつきましては、4月11日以降、上記相談窓口あてお問い合わせ下さい。</li> </ul> </li> </ul> <p>■布製マスクの洗い方に関する動画 YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」 (検索方法) ・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 TEL:0120-829-178		



5. 各種相談等

番号	5-06(R3/4/1改訂)	項目	相談支援																																																				
制度の名称	市民法律相談	支援の種類	相談																																																				
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	-																																																				
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-																																																				
活用できる方	宇和島市民																																																						
制度の内容	<p>■相談内容】 トラブルなどでの法律に関すること。相談無料。 宇和島市民対象。※必ず予約が必要です。</p> <p>■相談員 弁護士</p> <p>■相談 午後1時から午後4時</p> <p>■定員 弁護士1人につき12人まで(1人15分程度)</p> <p>■予約 予約は、予約開始日から電話・窓口で受け付けます。 (平日の午前9時～午後5時) ※必ずお名前とご連絡先をお伝えください。 ※耐震工事のため、変更となる場合があります。 ※支所での実施について、予約者が4人以下の場合には、 本庁実施分予約人数と勘案の上、中止とすることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1317 579 2000 1206"> <thead> <tr> <th>日 時</th> <th>場 所</th> <th>担当弁護士</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月16日(金) 予約日: 9日(金)</td> <td>701会議室</td> <td>増田 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5月21日(金) 予約日: 14日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>大島 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>6月18日(金) 予約日: 11日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>大島 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>7月16日(金) 予約日: 9日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>中村 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>8月20日(金) 予約日: 13日(金)</td> <td>701会議室</td> <td>本多 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>9月17日(金) 予約日: 10日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>大島 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>10月15日(金) 予約日: 8日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>増田 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>11月19日(金) 予約日: 12日(金)</td> <td>A棟会議室</td> <td>中村 弁護士</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12月17日(金) 予約日: 10日(金)</td> <td>602会議室 津島支所岩松公民館</td> <td>増田 弁護士 本多 弁護士</td> <td>12 12</td> </tr> <tr> <td>1月21日(金) 予約日: 14日(金)</td> <td>602会議室 吉田支所吉田公民館</td> <td>増田 弁護士 本多 弁護士</td> <td>12 12</td> </tr> <tr> <td>2月18日(金) 予約日: 10日(木)</td> <td>701会議室 三間支所三間公民館</td> <td>中村 弁護士 大島 弁護士</td> <td>12 12</td> </tr> <tr> <td>3月18日(金) 予約日: 11日(金)</td> <td>602会議室</td> <td>中村 弁護士</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>			日 時	場 所	担当弁護士	定員	4月16日(金) 予約日: 9日(金)	701会議室	増田 弁護士	12	5月21日(金) 予約日: 14日(金)	602会議室	大島 弁護士	12	6月18日(金) 予約日: 11日(金)	602会議室	大島 弁護士	12	7月16日(金) 予約日: 9日(金)	602会議室	中村 弁護士	12	8月20日(金) 予約日: 13日(金)	701会議室	本多 弁護士	12	9月17日(金) 予約日: 10日(金)	602会議室	大島 弁護士	12	10月15日(金) 予約日: 8日(金)	602会議室	増田 弁護士	12	11月19日(金) 予約日: 12日(金)	A棟会議室	中村 弁護士	12	12月17日(金) 予約日: 10日(金)	602会議室 津島支所岩松公民館	増田 弁護士 本多 弁護士	12 12	1月21日(金) 予約日: 14日(金)	602会議室 吉田支所吉田公民館	増田 弁護士 本多 弁護士	12 12	2月18日(金) 予約日: 10日(木)	701会議室 三間支所三間公民館	中村 弁護士 大島 弁護士	12 12	3月18日(金) 予約日: 11日(金)	602会議室	中村 弁護士	12
日 時	場 所	担当弁護士	定員																																																				
4月16日(金) 予約日: 9日(金)	701会議室	増田 弁護士	12																																																				
5月21日(金) 予約日: 14日(金)	602会議室	大島 弁護士	12																																																				
6月18日(金) 予約日: 11日(金)	602会議室	大島 弁護士	12																																																				
7月16日(金) 予約日: 9日(金)	602会議室	中村 弁護士	12																																																				
8月20日(金) 予約日: 13日(金)	701会議室	本多 弁護士	12																																																				
9月17日(金) 予約日: 10日(金)	602会議室	大島 弁護士	12																																																				
10月15日(金) 予約日: 8日(金)	602会議室	増田 弁護士	12																																																				
11月19日(金) 予約日: 12日(金)	A棟会議室	中村 弁護士	12																																																				
12月17日(金) 予約日: 10日(金)	602会議室 津島支所岩松公民館	増田 弁護士 本多 弁護士	12 12																																																				
1月21日(金) 予約日: 14日(金)	602会議室 吉田支所吉田公民館	増田 弁護士 本多 弁護士	12 12																																																				
2月18日(金) 予約日: 10日(木)	701会議室 三間支所三間公民館	中村 弁護士 大島 弁護士	12 12																																																				
3月18日(金) 予約日: 11日(金)	602会議室	中村 弁護士	12																																																				
手続きに必要な書類	-																																																						
その他	-																																																						
ホームページURL	-																																																						
お問い合わせ先	宇和島市 総務課 行政係 TEL:49-7005																																																						

## 5. 各種相談等

番号	5-07(R2/4/20新規)	項目	相談支援
制度の名称	DV相談体制の拡充	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されています。現在、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビが設けられていますが、新たにDV相談体制を強化し、「DV相談+(プラス)」を開始します。</p> <p>■DV相談+(プラス)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話相談 0120-279-889(つなぐ はやく) ※R2.4.29(水)夜から24時間対応。 ※R2.5.1(金)正午からは、外国語相談対応。</li> <li>2. SNS、メール相談 ホームページで受付(SNS相談は正午から午後10時まで、メール相談は24時間受付。)</li> <li>3. 外国人相談者向け相談 英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語(予定) ※正午から午後10時まで(※SNS相談により対応予定)</li> <li>4. WEB面談 相談状況に応じて対応</li> <li>5. 同行支援 全国の民間支援団体のネットワークを活用</li> <li>6. 保護(宿泊場所の提供等)</li> </ol>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	DV相談+(プラス)ホームページ <a href="https://soudanplus.jp">https://soudanplus.jp</a>		
お問い合わせ先	DV相談+(プラス):0120-279-889		

## 5. 各種相談等

番号	5-08(R2/2/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>宇和島市消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受け付けたり、情報提供を行っています。</p> <p>「注文していないマスクが届いた」「給付金やワクチン接種について不審な電話があった」など、商品やサービスに関する事業者とのトラブルについての相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。</p> <p>また、必要に応じてあっせん等を行うこともあります。</p> <p>■場所 宇和島市消費生活センター(宇和島市役所2階 市民生活課内)</p> <p>■相談時間 平日 9時～16時 ※土日・祝日については、全国消費者ホットライン188(いやや)におかけいただくと、国民生活センターにつながります。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/shouhicorona2.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/shouhicorona2.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市消費生活センター Tel:0895-20-1075		